

俗 通

刑 法 附 則 刑 法 參 考 諸 布 達

合 卷

小 泉 行 善 編 輯

附

刑 法 附 則 刑 法 參 考 諸 布 達
治 罪 法 參 考 諸 布 達

改 正 監 獄 則 具 圖 入
賭 博 富 籤 處 分 規 則

036095-000-0

特14-199

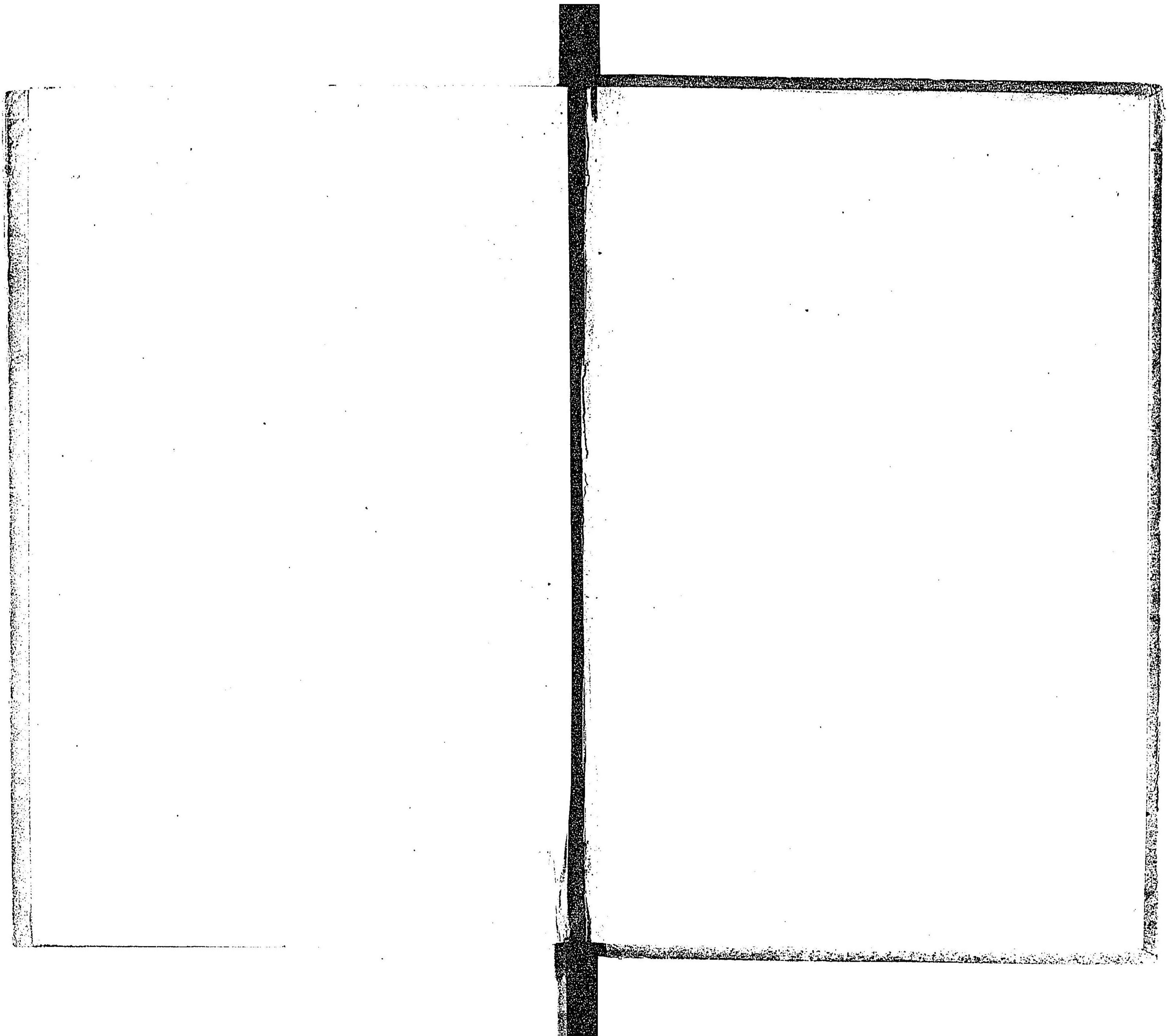
通俗刑法治罪法俗解

小泉 行善 / 編

M17

BBP-0748





特 14
199

俗 通

小泉行善編輯

刑 法 附 則

合卷

附
刑法附則刑法參考諸布達
治罪法參考諸布達
改正監獄則具圖入
賭博富籤處分規則

第四章	不論罪及び減輕	十七丁
第一節	不論罪及び宥恕減輕	全
第二節	自首減輕	十九丁
第三節	酌量減輕	二十丁
第五章	再犯加重	二十一丁
第六章	加減順序	二十二丁
第七章	數罪俱發	二十三丁
第八章	數人共犯	二十四丁
第一節	正犯	全
第二節	從犯	二十五丁
第九章	未遂犯罪	全
第十章	親族例	二十六丁
第二編	公益に關する重罪輕罪	二十七丁

第一章	皇室よ對する罪	全
第二章	國事よ關する罪	二十八丁
第一節	内亂よ關する罪	全
第二節	外患に關する罪	三十丁
第三章	靜謐を害せる罪	三十一丁
第一節	兇徒聚衆の罪	三十二丁
第二節	官吏の職務を行ふを妨害する罪	全
第三節	囚徒逃走の罪及び罪人と藏匿する罪	三十三丁
第四節	附加刑の執行と遁るゝ罪	三十五丁
第五節	私に軍用の銃砲彈藥を製造し及所有せる罪	三十六丁
第六節	往來通信を妨害せる罪	三十七丁
第七節	人の住所を侵と罪	三十九丁
第八節	官の封印の破棄とる罪	四十丁

第九節	公務を行ふを拒む罪	四十丁
第四章	信用を害する罪	四十二丁
第一節	貨幣を偽造する罪	全
第二節	官印を偽造する罪	四十四丁
第三節	官の文書を偽造する罪	四十六丁
第四節	私印私書を偽造する罪	四十七丁
第五節	免状鑑札及び疾病證書を偽造する罪	四十八丁
第六節	偽證の罪	四十九丁
第七節	度量衡を偽造する罪	五十二丁
第八節	身分を詐稱する罪	五十三丁
第九節	公選の投票を偽造する罪	全
第五章	健康を害する罪	五十四丁
第一節	阿片烟に關する罪	全

第二節	飲料の淨水を汚穢する罪	五十五丁
第三節	傳染病豫防規則に關する罪	全
第四節	危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪	五十六丁
第五節	健康を害す可き飲食物及藥劑を販賣する罪	五十七丁
第六節	私に醫業を爲す罪	全
第六章	風俗を害する罪	全
第七章	死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪	五十九丁
第八章	商業及び農工の業を妨害する罪	全
第九章	官吏瀆職の罪	六十丁
第一節	官吏公益を害する罪	六十一丁
第二節	官吏人民に對する罪	全
第三節	官吏財産に對する罪	六十五丁

第三編

身體財産に對する重罪輕罪

第一章

身體に對する罪

第一節

謀殺故殺の罪

第二節

毆打創傷の罪

第三節

殺傷に關する宥恕及び不論罪

第四節

過失殺傷の罪

第五節

自殺に關する罪

第六節

撞に人を逮捕監禁する罪

第七節

脅迫の罪

第八節

墮胎の罪

第九節

幼者又は老疾者を棄遺する罪

第十節

幼者を略取誘拐する罪

第十一節

猥褻姦淫重婚の罪

全 全 全 六十六丁 六十八丁 七十丁 全 七十一丁 七十二丁 全 七十三丁 七十四丁 七十五丁

第十二節

誣告及び誹毀の罪

第十三節

祖父母父母に對する罪

第二章

財産に對する罪

第一節

竊盜の罪

第二節

強盜の罪

第三節

遺失物埋藏物に關する罪

第四節

家資分散に關する罪

第五節

詐欺取財及び受寄財物に關する罪

第六節

贓物に關する罪

第七節

放火失火の罪

第八節

決水の罪

第九節

船舶を覆没する罪

第十節

家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

七十七丁 七十九丁 八十丁 全 八十二丁 八十三丁 八十四丁 全 八十六丁 八十七丁 八十八丁 八十九丁 全

第四編 違警罪

九十丁

刑法附則目録

第一章 主刑執行

九十八丁

第二章 監視

百二丁

第三章 假出獄及び特別監視

百六丁

第四章 刑事裁判費用

百八丁

第五章 賠償處分

百九丁

治罪法俗解目録

第一編 總則

一丁

第二編 刑事裁判所の構成及び權限

九丁

第一章 通則

全

第二章 違警罪裁判所

十三丁

第三章 輕罪裁判所

十四丁

第四章 控訴裁判所

十六丁

第五章 重罪裁判所

十八丁

第六章 大審院

十九丁

第七章 高等法院

二十丁

第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

二十二丁

第一章 捜査

全

第一節 告訴及び告發

二十三丁

第二節 現行犯罪

二十五丁

第二章 起訴

二十七丁

第一節 檢査官の起訴

全

第二節 民事原告人の起訴

二十八丁

○治罪法俗解目録

第三章	豫審	二十九丁
第一節	令狀	三十丁
第二節	密室監禁	三十七丁
第三節	證據	三十八丁
第四節	被告人の訊問及び對質	三十九丁
第五節	檢証及び物件差押	四十一丁
第六節	証人訊問	四十四丁
第七節	鑑定	五十一丁
第八節	現行犯の豫審	五十三丁
第九節	保釋	五十六丁
第十節	豫審終結	五十八丁
第四章	豫審上訴	六十二丁
第四編	公判	六十九丁

第一章	通則	七十丁
第二章	違警罪公判	八十六丁
第三章	輕罪公判	九十二丁
第四章	重罪公判	九十九丁
第五編	大審院の職務	百九丁
第一章	上告	全
第二章	再審の訴	百十七丁
第三章	裁判管轄を定むるの訴	百二十丁
第四章	公安及び嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴	全
第六編	裁判執行復権及び特赦	百二十二丁
第一章	裁判執行	全
第二章	復権	百二十五丁
第三章	特赦	百二十七丁

治罪法參考諸布告俗解目錄

書類送達	一
印章	全
書記局并に訟廷等の諸務	四
使丁規則	五
裁判管轄	八
裁判所順次	十
治安裁判所	十一
重罪裁判所管轄	十三
商船内犯罪取扱	十八
陪席判事并に補充判事	十九
准現行犯	全

檢察官起訴の變則	二十
令狀并びに諸書式	全
檢証及び物件差押	二十八
臨檢并びに訊問屬託	全
責付	全
所屬代言人規則	三十
裁判言渡り謄本拔書	三十一
違警罪に關する變則	全
控訴上告費用豫納	三十二
無能力者代言人民事擔當人	三十三
變則雜輯	三十四
裁判管轄	三十九

○治罪法俗解目錄

賭博犯富籤處分規則俗解目錄

第一節	賭博	一
第二節	富籤	二

監獄則俗解目錄

第一編		
第一章	汎則	一
第二章	監署の規程	二
第三章	監獄の構造	九
第二編		
第一章	役法附時限	十
第二章	工錢	十三
第三章	徒刑流刑及び禁獄の刑を受たる囚徒押送	十五

第四章

假出獄免幽閉の者ノ貸與せる屋舎

全

第三編

第一章	給與	十六
第二章	疾病附死亡	二十一
第三章	書信	二十二
第四章	接見	二十三
第五章	差入品	二十四

第四編

第一章	教誨	二十五
第二章	賞譽	二十八
第三章	懲罰	二十九
囚徒服役時間表		四十一
囚徒覆面巾及び罰具		四十三

刑法俗解

刑法附則俗解

刑法俗解

第一編 総則

第一章 法例

第一條 凡そ法律に於て罰とべき罪別て三種と爲す

一 重罪

二 輕罪

三 違警罪

第二條 法律よ正條なきもの何等の所爲と雖ども之を罰することを得ず

第三條 法律ハ頒布以前ハ係る犯罪及ぼすことを得ず

若所犯頒布以前ニ在テ未だ判決を経ざる者ハ新舊の法を比照し輕きに從テ處斷す

第四條 此刑法ハ陸海軍ニ關する法律を以テ論を可き者に適用することを得ず

第五條 此刑法に正條なくして他の法律規則に刑名ある者ハ各々其法律規則ニ從ふ

若し他の法律規則に於て別な総則を掲げざる者は此刑法の総則に従ふ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑は主刑及び附加刑となす

主刑は之を宣告し

附加刑は法律に於て其宣告せる者と宣告せざる者とを定む

第七條 左に記載したる者を以て重罪の主刑となす

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 無期徒刑
- 五 有期徒刑
- 六 重懲役

七 輕懲役

八 重禁獄

九 輕禁獄

第八條 左に記載したる者を以て輕罪の主刑となす

一 重禁錮

二 輕禁錮

三 罰金

第九條 左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す

一 拘留

二 科料

第十條 左に記載したる者を以て附加刑となす

一 剝奪公權

二 停止公權

三 禁治産 ちざんせざんず

四 監視 かんし

五 罰金 ばつぎん

六 没収 ぼつしゆ

第十一條 刑を執行し及び犯人を檢束する方法細目は別ニ規則を以て之を定む

第二節 主刑處分

第十二條 死刑に絞首す但し規則ニ定むる所の官吏臨檢し獄内ニ於て之を行ふ

第十三條 死刑に司法卿の命令あるニ非ざれば之を行ふことを得ず

第十四條 大祀令節國祭の日ニ死刑を行ふことを禁ず

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎なる時ニ其執行を停め分産後一百日を経るニ非ざれば刑を行ないす

第十六條 死刑の遺骸ハ親屬故舊請ふ者あれハ之を下付す但一式を用ひて葬ることを許さず

第十七條 徒刑ハ無期有期を分たし島地ニ發遣し定役に服す

有期徒刑ハ十二年以上十五年以下と爲す

第十八條 徒刑の婦女ハ島地ニ發遣せず内地の懲役場に於て定役に服す

第十九條 徒刑の囚六十歳ニ滿る者は通常の定役を免し其体力相當の定役ニ服す

第二十條 流刑ハ無期有期を分たし島地の獄ニ幽閉し定役ニ服せし

有期流刑ハ十二年以上十五年以下と爲す

第二十一條 無期流刑の囚五年を経過すれば行政の處分を以て幽閉を免し島地ニ於て地ニ限り居住せしむることを得

有期流刑の囚三年を経過する者亦同し

第二十二條 懲役ハ内地の懲役場ニ入れ定役ニ服す但六十歳に滿る者は第十九條の例ニ從ふ

重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下と爲す

第二十三條 禁獄ハ内地の獄ニ入れ定役に服せし

重禁獄ハ九年以上十年一以下輕禁錮ハ六年以上八年以下と爲す

第二十四條 禁錮ハ禁錮場又留置シ重禁錮ハ定役又服シ輕禁錮ハ定役又服せず
禁錮ハ輕重を分たす十一日以上五年以下と爲シ仍各本條に於て其長短を區別す

第二十五條 定役に服する囚人の工錢ハ監獄の規則又從ヒ其幾分を獄舎の費用に供
シ其幾分を囚人に給與ト但現役百日以内ハ給與の限に在らと

第二十六條 罰金ハ二圓以上と爲シ仍各本條に於て其多寡を區別と

第二十七條 罰金ハ裁判確定の日より一月内に納完せしむ若し限内納完せざる者は
一圓を一日又折算シ之を輕禁錮又換ふ其一圓又滿ざる者と雖も仍一日又計算す
罰金を禁錮又換ふる者の更ハ裁判を用ヒト檢察官の求又因リ裁判官之を命す但禁
錮の期限ハ二年又過くるを得ず

若し禁錮限内罰金を納めたる時は其經過したる日數を扣除して禁錮を免す親屬其
他の者代て罰金を納めたる時亦同シ

第二十八條 拘留ハ拘留所又留置シ定役又服せと其刑期ハ一日以上十日以下と爲シ

仍各本條に於て其長短を區別と

第二十九條 料料ハ五錢以上一圓九十五錢以下と爲シ仍各本條に於て其多寡を區
別す

第三十條 料料は裁判確定の日より十日以内ハ完納せしむ若し限内完納せざる者の
第二十七條の例又照シ之を拘留に換ふ

第三節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權ハ左の權を剝奪と

一 國民の特權

二 官吏と爲るの權

三 勳章年金位記賞號恩給を有するの權

四 外國の勳章を佩用とるの權

五 兵籍又入るの權

六 裁判所よ於て証人と爲るの權但單ハ事實を陳述するは此限ハ在らと

七後見人と爲るの權但親屬の許可を得て子孫の爲よとするは此限よ在らず

八分故者の管財人と爲り又は會社及び共有財産を管理するの權

九學校長及び教師學監と爲るの權

第三十二條 重罪の刑に處せられたる者を別よ宣告を用ひす終身公權を剝奪と

第三十三條 禁錮に處せられたる者の別よ宣告を用ひす現任の官職を失ひ及び其刑

期間公權を行ふとを停止す

第三十四條 輕罪の刑に於て監視よ付したる者の別よ宣告を用ひすと監視の期限間公

權を行ふとを停止す

主刑を免して止監視よ付したる者亦同じ

第三十五條 重罪の刑に處せられたる者の別よ宣告を用ひす其主刑の終るまで自ら

財産を治むるとを禁ず

第三十六條 流刑の囚幽閉を免せられたる時の行政の處分を以て治産の禁の幾分と

免ずるとを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたる者は別よ宣告を用ひす各本刑の短期三分の一

よ等しき時間監視よ付す

第三十八條 輕罪の刑に附加する監視は之を宣告す但各本條よ記載するの外監視よ

付するとを得す

第三十九條 死刑及び無期刑の期滿免除を得たる者の別よ宣告を用ひす五年間監視

よ付す

第四十條 監視の期限ハ主刑の終たる日より起算す主刑の期滿免除を得たる時ハ其

捕よ就きたる日より起算す

若し主刑を免して止た監視よ付したる時ハ其裁判確定の日より起算す

第四十一條 監視に付せられたる者其情狀に因り行政の處分を以て假に監視を免す

るとを得

第四十二條 附加の罰金ハ之を宣告と若し一月内よ納完せざる時ハ第二十七條の例

よ照し輕禁錮よ換へ主刑滿期の後之を執行せ

第四十三條 左よ記載したる物件の宣告して官よ没收す但法律規則に於て別よ没收の例を定めたる者の各其法律規則に從ふ

一 法律に於て禁制したる物件

二 犯罪の用に供したる物件

三 犯罪に因て得たる物件

第四十四條 法律に於て禁制したる物件の何人の所有を問はそ之を没收す犯罪の用に供し及び犯罪に因て得たる物件は犯人の所有に係り又ハ所有主なき時の外之を没收するを得ず

第四節 徴償處分

第四十五條 刑事の裁判費用ハ其全部又は幾部を犯人に科す但其費用の額ハ別に規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑に處せらるる又は放免せらるる、と雖も被害者の請求に對し贓物の還給損害の賠償を免かるゝとを得ず

第四十七條 數人共犯に係る裁判費用贓物の還給損害の賠償は共犯人をして之を連帶せしむ

第四十八條 裁判費用贓物の還給損害の賠償を被害者の請求に因り刑事裁判所に於て之を審判するを得若し贓物犯人の手にある時を請求せしと雖も直ち之を被害者よ還付す

第五節 刑期計算

第四十九條 刑期を計算するよ一日と稱するハ二十四時を以てし一月と稱するは三十日を以てし一年と稱するハ曆に從ふ

受刑の初日の時間を論せず一日は算入し放免の日の刑期に算入せし

第五十條 刑は裁判確定したる後よ非されの之を執行するを得ず
第五十一條 刑期ハ刑名宣告の日より起算を若し上訴を爲したる者の左の例に從ふ
一 犯人自ら上訴して其上訴正當なる時は前判宣告の日より起算す若し其上訴不當ある時ハ後判宣告の日より起算す

二 檢察官の上訴に係る者ハ其上訴正當あると否とを分たし前判宣告の日より起算す

三 上訴中保釋を得又は責付せられたる者ハ其日數を刑期ヨ算入することを得す

第五十二條 刑期限内逃走し再ハ捕ま就きたる者ハ其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算す

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者獄則を遵守し峻改の狀ある時ハ其刑期四分の三を経過するの後行政の處分を以て假に出獄を許すことを得

無期徒刑の囚ハ十五年を経過するの後亦同シ

流刑の囚ハ第二十一條ヨ照し幽閉を免するの外假出獄の例を用ひと

第五十四條 徒刑の囚ハ假出獄を許さるゝと雖も仍ハ島地に住居せしむ

第五十五條 假出獄を許されたる者は行政の處分を以て治産の禁の幾分を免とることを得但本刑期限内特別ニ定めたる監視ヲ付と

第五十六條 假出獄中更ニ重罪輕罪を犯したる者は直ちニ出獄を停止し出獄中の日數ハ刑期ヨ算入とることを得と

第五十七條 刑期限内更ニ重罪輕罪を犯したる者は假出獄を許さと

第七節 期滿免除

第五十八條 刑の執行を遁れたる者法律ヨ定めたる期限を経過とるニ因テ期滿免除を得

第五十九條 主刑は左の年限に從テ期滿免除を得

一 死刑は三十年

二 無期徒刑は二十五年

三 有期徒刑は二十年

四 重懲役重禁錮ハ十五年

五 輕懲役輕禁錮ハ十年

六 禁錮罰金ハ七年

七拘留料料の一年

第六十條 剥奪公權停止公權及び監視の期滿免除を得る

附加の罰金の主刑と共に期滿免除を得

沒收の五年を経て期滿免除を得但禁制物の期滿免除の限在らる

第六十一條 期滿免除の刑の執行を遁れたる日より起算す若し捕に就き再び逃走

たる時其逃走の日より起算し缺席裁判に係る時其宣告の日より起算す

第六十二條 刑の執行を遁れらる者又對し逮捕を命じたる時最終の令狀と出した

る日より期滿免除を起算す

第八節 復権

第六十三條 公權を剝奪せられたる者の主刑の終りたる日より五年と経過するの後

其情狀に因り將來の公權を復することを得

主刑の期滿免除を得たる者の監視を付したる日より五年を経過するの後亦同じ

第六十四條 大赦又因て免罪を得たる者の直ち復権を得特赦又因て免罪を得たる

者の赦狀中記載せるよ非ざれば復権を得

赦又因て復権を得たる者の自ら監視を免したる者ども

第六十五條 復権の勅裁よ非ざれば之と得可からる

第三章 加減例

第六十六條 法律に於て刑を加減輕と可き時其後の數條よ記載したる例よ照して

加減す但加へて死刑に入るとを得す

第六十七條 重罪の刑の左の等級よ照して加減せ

一死刑

二無期徒刑

三有期徒刑

四重懲役

五輕懲役

第六十八條 國事よ關する重罪の刑の左の等級に照して加減す

一死刑

二無期流刑

三有期流刑

四重禁獄

五輕禁獄

第六十九條

輕懲役に該る者減輕す可き時の二年以上五年以下の重禁錮に處するを以て一等と爲す

輕禁獄に該る者減輕す可き時の二年以上五年以下の輕禁錮に處するを以て一等と爲す

爲す

第七十條

禁錮罰金に該る者減輕す可き時の各本條に記載したる刑期金額の四分の一を減するを以て一等と爲し其加重す可き時の亦四分の一を加るを以て一等と爲す

輕罪の刑に加へて重罪に入るとを得ず但禁錮に加へて七年に至ることを得

第七十一條

禁錮を減盡したる時の拘留に處し罰金を減盡したる時の科料に處し禁錮罰金を減して其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下ニ及ぶ時の亦拘留科料に處

するを得
第七十二條 拘留科料に該る者加減す可き時の禁錮罰金の例に照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す

第七十二條

違警罪の刑に加へて輕罪に入るとを得ず但拘留は加へて十二日に至ることを得減して一日以下に降すとを得ず

第七十三條 禁錮拘留を加減するに因て其期限は零數を生じ一日に滿ざる時は之を除棄す

第七十三條

第七十四條 附加の罰金に主刑に從て加減し其金額の四分の一を加減するを以て一等と爲し減盡したる時に止た主刑を科す

第七十四條

第四章 不論罪及び減輕

第四章

第一節 不論罪及び宥恕減輕

第一節

不論罪及び宥恕減輕

○刑法俗解第一編○不論罪及び宥恕減輕

第七十五條 抗拒す可からざる強制又遇ひ其意よ非ざるの所爲の其罪を論せし
天災又ハ意外の變又因り避く可からざる危難に遇ひ自己若くは親屬の身体を防衛
するも出たる所爲亦同し

第七十六條 本屬長官の命令に從ひ其職務を以て爲したる者ハ其罪を論せし

第七十七條 罪を犯す意なきの所爲の其罪を論せず但法律規則に於て別罪を定め
たる者は此限も在る

罪を爲る可き事實を知らずして犯したる者は其罪を論せし

罪本重かる可くして犯す時知らざる者ハ其重たも從て論せしるを得し

法律規則を知らざるを以て犯すの意なきと爲すとを得し

第七十八條 罪を犯す時知覺精神の喪失又因て是非を辨別せざる者ハ其罪を論せし

第七十九條 罪を犯す時十二歳又満ざる者ハ其罪を論せし但満八歳以上の者ハ情狀
よ因り満十六歳又過ざる時間之を懲治場に留置せしるを得し

第八十條 罪を犯す時満十二歳以上十六歳又満ざる者ハ其所爲是非を辨別したると

否とを審案し辨別なくして犯したる時ハ其罪を論せし但情狀よ因り満二十歳又過
ざる時間之を懲治場に留置せしるを得し

若し辨別ありて犯したる時ハ其罪を宥恕して本刑よ二等を減す

第八十一條 罪を犯す時満十六歳以上二十歳に満ざる者ハ其罪を宥恕して本刑よ一
等を減す

第八十二條 瘡腫若罪を犯したる時ハ其罪を論せし但情狀に因り五年又過ざる時
間之を懲治場に留置せしるを得し

第八十三條 違警罪ハ満十六歳以上二十歳又満ざる者と雖も其罪を宥恕せしるを得
し満十二歳以上十六歳又満ざる者は其罪を宥恕して本刑に一等を減す十二歳又満

ざる者及ハ瘡腫者は其罪を論せし

第八十四條 此節又記載するの外特別の不論罪宥減輕ハ各本條よ於て之を記載す

第二節 自首減輕

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首したる者ハ本刑に一等を

減^{げん}と但^{たゞ}謀^{ぼう}殺^{ころ}故^こ殺^{ころ}は係^{かゝ}る者^{もの}ハ自^じ首^{しゆ}減^{げん}輕^{けい}の限^{かぎ}ニ在^あらそ

第八十六條

財^{ざい}産^{さん}ニ對^{たい}する罪^{つみ}を犯^{おか}したる者^{もの}自^じ首^{しゆ}として其^{その}贓^{ざん}物^{ぶつ}を還^{かへ}給^{たま}ひ損^{そん}害^{がい}を賠償^{たいばい}したる時^{とき}ハ自^じ首^{しゆ}減^{げん}等^{とう}の外^{ほか}仍^{なほ}は本^{ほん}刑^{けい}に二^に等^{とう}を減^{げん}す其^{その}全^{ぜん}部^ぶを還^{かへ}償^{じやう}せすと雖^{いへど}も半^{はん}數^{すう}以上^{いじやう}を還^{かへ}償^{じやう}せたる時^{とき}ハ一^{いち}等^{とう}を減^{げん}す

第八十七條

財^{ざい}産^{さん}ニ對^{たい}する罪^{つみ}を犯^{おか}し被害^{ひがしや}者^{もの}ニ首^{しゆ}服^{ふく}したる者^{もの}は官^{くわん}ニ自^じ首^{しゆ}すると同^{おな}く前^{まえ}二^に條^{じょう}の例^{れい}ニ照^あはして處^{しやう}断^{たん}す

第八十八條

此^{この}節^{せつ}に記^か載^{ざい}するの外^{ほか}本^{ほん}條^{じょう}別^{べつ}ニ自^じ首^{しゆ}の例^{れい}を掲^あげたるものハ各^{おの}々^{おの}其^{その}本^{ほん}條^{じょう}ニ從^{したが}ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條

重^{ちゆう}罪^{ざい}輕^{けい}罪^{ざい}違^い警^{けい}罪^{ざい}を分^{わか}たす所^{おか}犯^ふ情^{じやう}狀^{じやう}原^{げん}諒^{りやう}す可^べき者^{もの}を酌^{しやく}量^{りやう}して本^{ほん}刑^{けい}を減^か輕^{けい}す可^べきと雖^{いへど}も其^{その}酌^{しやく}量^{りやう}す可^べき時^{とき}ハ仍^{なほ}之^を減^か輕^{けい}する可^べきと得^える法律^{ほつりつ}ニ於^おて本^{ほん}刑^{けい}を加^か重^{じゆう}し又^{また}ハ減^か輕^{けい}す可^べき者^{もの}と雖^{いへど}も其^{その}酌^{しやく}量^{りやう}す可^べき時^{とき}ハ仍^{なほ}之^を減^か輕^{けい}する可^べきと得^える

第九十條

酌^{しやく}量^{りやう}減^{げん}輕^{けい}す可^べき者^{もの}ハ本^{ほん}刑^{けい}ニ一^{いち}等^{とう}又^{また}ハ二^に等^{とう}ヲ減^{げん}す

第五章 再犯加重

第九十一條

先^まニ重^{ちゆう}罪^{ざい}の刑^{けい}ニ處^{しよ}せられたる者^{もの}再^{さい}犯^{はん}重^{ちゆう}罪^{ざい}に該^あはる時^{とき}ハ本^{ほん}刑^{けい}ニ一^{いち}等^{とう}ヲ加^かふ

第九十二條

先^まニ重^{ちゆう}罪^{ざい}輕^{けい}罪^{ざい}の刑^{けい}ニ處^{しよ}せられたる者^{もの}再^{さい}犯^{はん}輕^{けい}罪^{ざい}に該^あはる者^{もの}ハ本^{ほん}刑^{けい}に一^{いち}等^{とう}を加^かふ

第九十三條

先^まニ違^い警^{けい}罪^{ざい}の刑^{けい}ニ處^{しよ}せられたる者^{もの}再^{さい}犯^{はん}違^い警^{けい}罪^{ざい}に該^あはる時^{とき}ハ本^{ほん}刑^{けい}ニ一^{いち}等^{とう}を加^かふ但^{たゞ}一年^{いちねん}内^{うち}再^{さい}ハ其^{その}違^い警^{けい}罪^{ざい}裁^{さい}判^{ぱん}所^{じよ}の管^{くわん}轄^{かつ}地^ち内^{うち}ニ於^おて犯^{おか}したる時^{とき}ハ非^{あら}されば再^{さい}犯^{はん}を以^{もつ}て論^{ろん}せざる可^べきと得^える

第九十四條

再^{さい}犯^{はん}加^か重^{じゆう}は初^{しよ}犯^{はん}の裁^{さい}判^{ぱん}確^{かく}定^{てい}の後^{のち}ニ非^{あら}されば之^を論^{ろん}する可^べきと得^える

第九十五條

刑^{けい}期^き限^{げん}内^{うち}再^{さい}ハ罪^{つみ}を犯^{おか}すニ因^より刑^{けい}を宣^{せん}告^{こく}したる時^{とき}ハ先^まニ其^{その}定^{てい}役^{やく}ニ服^{ふく}す可^べき者^{もの}を執^{しゆ}行^{こう}し定^{てい}役^{やく}に服^{ふく}せざる者^{もの}を後^{のち}ニ若^もし初^{しよ}犯^{はん}再^{さい}犯^{はん}共^{とも}ニ定^{てい}役^{やく}に服^{ふく}せざる刑^{けい}ニ該^あはる時^{とき}ハ共^{とも}ニ定^{てい}役^{やく}に服^{ふく}せざる刑^{けい}ニ該^あはる時^{とき}ハ先^まニ其^{その}重^{ちゆう}き者^{もの}を執^{しゆ}行^{こう}す

第九十六條 陸海軍裁判所に於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯したる時は初犯の非常律に從ひ處斷したる者よ非されは再犯を以て論ざるを得と

第九十七條 大赦又因て免罪を得たる者は再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ざるを得と

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法は再犯の例と同じ

第六章 加減順序

第九十九條 犯罪の情狀は因り総則に照し同時は本刑を加重減輕と可き時は左の順序に從て其刑名を定む但從犯及び未遂犯罪の減等其他各本條に記載する特別の加重減輕は其加減したる者を以て本刑と爲す

一 再犯加重

二 宥恕減輕

三 自首減輕

四 酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱に發したる時は一の重きに從て處斷と

重罪の刑期の長き者を以て重と爲し刑期の等したる者は定役ある者を以て重と爲し輕罪の刑は其所犯情狀重き者よ從て處斷と

第一百一條 違警罪二罪以上俱に發したる時は各其刑を科と若し重罪又は輕罪と俱に發したる時は一の重きに從ふ

第一百二條 一罪前も發し已に判決を経て餘罪後も發し其輕く若くは等しき者よ之を論せし其重き者よ更之を論し前發の刑を以て後發の刑に通算を但前發の刑罰金額に該り已に納完了たる者は第二十七條の例に照し折算して後發の刑期は通算と

若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と俱に發したる者は其再犯と比較し一の重きに從ひ前發の刑を通算せし

第二百三條 數罪俱發し一の重刑に從ふ時と雖も其沒收及び徵價の處分の各本法に從ふ

第八章 數人共犯

第一節 正犯

第二百四條 二人以上現に罪を犯したる者の皆正犯と爲し各自其刑を科す

第二百五條 人と教唆して重罪輕罪を犯さしめたる者は亦正犯と爲す

第二百六條 正犯の身分より別り別り刑を加重す可き時は他の正犯從犯及び教唆者よ及

わすことを得ず

第二百七條 犯人の多數より刑を加重す可き時は教唆者を算入して多數と爲すことを得ず

得ず

第二百八條 事を指定して犯罪と教唆するに當り犯人教唆し乘し其指定したる以外の罪を犯し又其現に行ふ所の方法教唆者の指示したる所と殊なる時を左の例に照して教唆者を所断す

一所犯教唆したる罪より重き時を止た其指定したる罪より從て刑を科す

二所犯教唆したる罪より輕き時を現に行ふ所れ罪より從て刑を科す

第二節 從犯

第二百九條 重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又誘導指示し其他豫備の所爲を

以て正犯を補助し犯罪を容易ならしめたる者の從犯と爲し正犯の刑の一等を減す

但正犯現に行ふ所の罪從犯の知る所より重き時は止た其知る所の罪より照し一等を減す

第三百十條 身分より刑を加重す可き者從犯と爲る時は其重きより從て一等を減す

正犯の身分より刑を減免し可き時と雖も從犯の刑に其輕きに從て減免することを得ず

第九章 未遂犯罪

第三百十一條 罪を犯さんと謀り又は其豫備を爲すと雖も未だ其事を行はざる者の

本條別に刑名を記載するに非ざれば其刑を科せず

第一百十二條 罪を犯さんとして已に其事を行ふと雖も犯人意外の障礙若くは舛錯に因り未だ遂げざる時ハ已に遂げたる者の刑に一等又ハ二等を減す

第一百十三條 重罪を犯さんとして未だ遂げたる者ハ前條の例に照して處斷す

輕罪を犯さんとして未だ遂げたる者ハ本條別に記載せる又非されは前條の例に照して處斷するを得と

違警罪を犯さんとして未だ遂げざる者は其罪を論せず

第十章 親屬例

第一百十四條 此刑法に於て親屬と稱するは左に記載したる者を云ふ

一 祖父母父母夫妻

二 子孫及其配偶者

三 兄弟姉妹及其配偶者

四 兄弟姉妹の子及其配偶者

五 父母の兄弟姉妹及其配偶者

六 父母の兄弟姉妹の子

七 配偶者の祖父母父母

八 配偶者の兄弟姉妹及其配偶者

九 配偶者の兄弟姉妹の子

十 配偶者の父母ノ兄弟姉妹

第一百十五條 祖父母と稱するは高曾祖父母外祖父母同し父母と稱するは繼父母嫡母同し子孫と稱するは庶子曾玄外孫同し兄弟姉妹と稱するは異父異母の兄弟姉妹同し

養子其養家ニ於る親屬の例は實子ノ同し

第二編 公益ニ關する重罪輕罪

第一章 皇室ニ對する罪

第一百十六條 天皇三后皇太子ヲ對し危害を加へ又は加へんとしたる者は死刑ニ處す

第一百十七條 天皇三后皇太子ヲ對し不敬の所爲ある者は三月以上五年以下の重禁錮

に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加せ
皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同じ

第百十八條 皇族に對し危害を加へたる者は死刑に處せ其危害を加へんとしたる者は無期徒刑に處す

第百十九條 皇族に對し不敬の所爲ある者は二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加せ

第百二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處せざる者は六月以上二年以下の監視に付す

第二章 國事ニ關する罪

第一節 内亂に關する罪

第百二十一條 政府を顛覆し又ハ邦土を僭竊し其他憲法を紊亂することを目的と爲し内亂を起したる者ハ左の區別に從て處断す
一 首魁及ハ教唆者は死刑に處す

一群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者ハ無期流刑に處し其情輕き者は有期流刑に處せ

三兵器金穀を資給し又ハ諸般の職務を爲したる者は重禁錮に處し其情輕き者は輕禁錮に處せ

四 教唆に乗じて附和隨行し又ハ指揮を受けて雜役に供したる者に二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者は已ニ内亂を起したる者の刑と同じ

第百二十三條 政府を變亂せるの目的を以て人を謀殺したる者は兵を擧るふ至らざると雖も内亂と同一論し其教唆者及ハ下手者を死刑に處せ

第百二十四條 前三條の罪は未遂犯罪の時ニ於て乃チ本刑を科せ
第百二十五條 兵隊を招募し又ハ兵器金穀を準備し其他内亂の豫備を爲したる者ハ

第百二十一條の例ニ照し各一等を減せ

内亂の陰謀を爲す未だ豫備に至らざる者は各二等を減す

第二百二十六條 内亂の豫備又は陰謀を爲すと雖も未だ其事を行はざる前に於て官に自首したる者は本刑を免し六月以上三年以下の監視を付す

第二百二十七條 内亂の情を知て犯人を集會所を給與しする者の二年以上五年以下の輕禁錮を處す

第二百二十八條 内亂に乗じて人の身體財産を對し内亂の目的を關せざる重罪輕罪を犯しする者は通常の刑に照し重きより從て處斷す

第二節 害患を關せる罪

第二百二十九條 外國と與して本國に抗敵し又外國と交戰中同盟國に抗敵し其他本國を背叛して敵兵に附屬したる者は死刑を處す

第二百三十條 交戰中敵兵を誘導して本國管内より入らしめ若くは本國及同盟國の都府城塞又は兵器彈藥船艦其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者は死刑を處す

第二百三十一條 本國及同盟國の軍情機密と敵國に漏泄し若くは兵隊屯集の要地又道路の險夷を敵國に通知したる者は無期流刑を處す

第二百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戰の際敵國に通謀し又は其賄賂を受取して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時は有期流刑を處す

第二百三十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者の有期流刑を處す其豫備を止る者の一等又二等を減す

第二百三十四條 外國交戰の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告を違背したる者を六月以上三年以下の輕禁錮を處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑を處する者は六月以上二年以下の監視を付す

第三章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第三百二十六條 兇徒多衆と嘯聚して暴動と謀り官吏の説諭を受くると雖も仍ほ解散せざる者首魁及び教唆者ハ三月以上三年下の重禁錮ニ處す附和隨行したる者ハ二圓以上五圓以下の罰金ニ處す

第三百二十七條 兇徒多衆を嘯聚して官廳ニ喧鬧し官吏に強逼し又は村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者は重懲役ニ處す其嘯聚ニ應じ煽動して勢を助けたる者は輕懲役ニ處し其情輕き者は一等を減し附和隨行したる者は二圓以上三十圓以下の罰金ニ處す

第三百二十八條 暴動の際人を殺死し若くは家屋船舶倉庫等ヲ燒燬したる時は現に手を下し及び火を放つ者を死刑に處す首魁及び教唆者情を知て制せざる者亦同し

第二節 官吏の職務と行ふと妨害する罪

第三百二十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又は行政司法官署の命令と執行

するに當り暴行脅迫を以て其官吏ニ抗拒したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

暴行脅迫を以て其官吏の爲す可からざる事件を行せしめたる者亦同し

第四百十條 前條の罪を犯し因て官吏毆傷したる者は毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きニ從て處斷す

第四百十一條 官吏の職務に對し其目前ニ於て形容若くは言語を以て侮辱したる者は一月以上一年以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其目前ニ非すと雖も刊行の文書圖畫又は公然の演説を以て侮辱したる者亦同し

第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第四百十二條 已決の囚徒逃走したる者は一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處す

若し獄舎獄具と毀壞し又は暴行脅迫を爲して逃走したる者は三月以上三年以下の重禁錮ニ處す

第四百十三條 已決の囚徒逃走の罪を犯すと雖も再犯を以て論せず其刑期限内再ハ

逃走したる者は再犯を以て論ず

第四百四十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者は第四百四十二條の例に同じ但原犯の罪を判決するに於て數罪併發の例に照して處斷す

第四百四十五條 囚徒三人以上通謀して逃走したる時ハ第四百四十二條の例に照し各々一等を加ふ

第四百四十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又ハ逃走の方法を指示したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て囚徒の逃走を致したる時ハ一等を加ふ

第四百四十七條 囚徒を劫奪し又ハ暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
若し重罪の刑ニ處せられたる囚徒に係る時ハ輕懲役ニ處す

第四百四十八條 囚徒を看守し又ハ護送する者囚徒を逃走せしめたる時は亦前條の例に同じ

第四百四十九條 前數條に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第四百五十條 看守又ハ護送者其懈怠に因り囚徒の逃走を覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金を處す

若し重罪の刑ニ處せられたる囚徒に係る時ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す
第四百五十一條 犯罪人又ハ逃走の囚徒及以監視に付せられたる者あることを知て之を藏匿し若くハ隱避せしめたる者は十一日以上一年以上以下の輕禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑ニ處せられたる囚徒に係る時ハ一等を加ふ

第四百五十二條 他人の罪を免かれしめんと圖り其罪証を爲る可き物件を隠蔽したる者は十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百五十三條 前二條の罪を犯したる者犯人の親屬ニ係る時ハ其罪を論せず

第四節 附加刑の執行を遵るノ罪

第五百五十四條 公權を剝奪せられ又は公權を停止せられたる者私に其權を行ひたる時は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加せ

第五百五十五條 監視を付せられたる者其規則を違背したる時は十五日以上六月以下の重禁錮に處す

第五百五十六條 前二條の罪は其刑期限内再び犯したる時非されも再犯を以て論ずるを得

第五節 私軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

第五百五十七條 官命を受けず又は官許を得ずして陸海軍の用を供する銃砲彈藥其他破裂質の物品を製造したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下ノ罰金を附加し其之を輸入したる者亦同し
前項の物品を私に販賣したる者と一月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第五百五十八條 前條の罪を犯すと雖も職工又は雇人として止た正犯の使令に供したる者各本刑に照し二等を減す

第五百五十九條 前二條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第六十條 第五百五十七條に記載したる物品を私に所有したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第六十一條 第五百五十七條に記載したる物品の製造に供したる器械として單に其用に供す可き者は何人の所有を問はず之を沒收す

第六節 往來通信を妨害する罪

第六十二條 道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第六十三條 偽計又は威力を以て郵便を妨害し若くは之を阻止したる者は亦前條に同し

第六十四條 電信の器械柱木を損壞し又は條線を切断して電氣を不適に致したる

者は三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加せ
若し器械柱木條線を損壞して電信の妨害を爲せど雖も不通に至らざる時の一等を
減す

第百六十五條 瀛車の往來を妨害する爲め鐵道及び其標識を損壞し其他危險障礙を
爲したる者の重懲役に處す

第百六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧と保護を標識
を損壞し又は詐偽の標識を點示したる者は亦前條と同じ

第百六十七條 前數條に記載したる罪其事務に關する官吏及び雇人職工自ら犯した
る時は各本刑に照し一等を加ふ

第百六十八條 第百六十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者の毆打創傷の各本條
に照し重きに從て處斷す

第百六十九條 第百六十五條第百六十六條の罪を犯し因て瀛車を顛覆し又は船舶を
覆没したる時は死刑に處す

第百七十條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例
に照して處斷す

第七節 人の住所を侵す罪

第百七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又人の看守したる建造物に入りた
る者の十一日以上六月以下の重禁錮に處す

若し左に記載したる所爲ある時を一等を加ふ

一 門戸牆壁を踰越損壞し又は鎖鑰を開きて入りたる時

二 兇器其他犯罪の用に供す可き物品を携帯して入りたる時

三 暴行を爲して入りたる時

四 二人以上よて入りたる時

第百七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又人の看守したる建造物に入りた
る者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

若し前條に記載したる加重す可き所爲ある時は一等を加ふ

第七十二條 故く皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内入りたる者は前二條の例も照し各一等を加ふ

第八節 官の封印を破棄する罪

第七十四條 官署の處分より因り特別に家屋倉庫其他の物件を施したる封印を破棄したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處せし若し看守者自ら犯したる時は一等を加ふ

第七十五條 官の封印を破棄して其物件を盗取し又毀壞したる者は盜罪及び毀壞の各本條も照し重き處で處断す

第七十六條 看守者其解怠に因り封印を破棄し又は其物件を盗取毀壞する犯人あると覺らざる時は二年以上二十圓以下の罰金に處せし

第九節 公務を行ふを拒む罪

第七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を肯せざる時は二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下

下の罰金を附加せ

第七十八條 陸海軍の徴兵を編入せらる可き者身體を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲を以て免役を圖りたる時は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加せ

若し他人に囑託し其氏名を詐稱し代て徵募に應せしめたる者亦同し其囑託を受け徵募に應したる者は第二百三十一條の例も照して處断せ

第七十九條 醫師化學家其他職業を因り官署より解剖分析又鑑定を命せられたる者故なくして之を肯せざる時は四圓以上四十圓以下の罰金に處せし

第八十條 裁判所より証人として証據を陳述するを命せられたる者故なくして之を肯せざる時は亦前條も同し

第八十一條 傳染病流行の際又は傳染病の疑ある船舶入港するに當り醫師其病患を檢査し又は消滅の方法を陳述することを命せられたる者故なくして之を肯せざる時は五圓以上五十圓以下の罰金に處せし

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時ハ一等を減す

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

第百八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者ハ無期徒刑ニ處す

若し變造して行使したる者は輕懲役ニ處す

第百八十三條 内國ニ於て通用とする外國の金銀貨を偽造して行使したる者ハ有期徒刑ニ處す

若し變造して行使したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮ニ處す

第百八十四條 官許を得て發行する金銀の紙幣を偽造し若くは變造して行使したる者ハ内外國の區別ヲ從ひ前二條の例ニ照して處斷す

第百八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者ハ輕懲役ニ處す
若し變造して行使したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處す

第百八十六條 前數條に記載したる貨幣の偽造變造ニ成て未だ行使せざる者は各

本刑ニ照し一等を減し其未だ成らざる者ハ二等を減す
若し偽造の器械を豫備して未だ著手せざる者は各三等を減す

第百八十七條 貨幣を偽造變造するの情を知て雇を受けたる職工ハ前數條に記載したる犯人の受く可き刑ニ照し各一等を減す

若し職工の補助を爲して雜役に供したる者ハ職工の刑に照し一等又ハ二等を減す
第百八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知て房屋を給與する者ハ偽造變造の本刑に照し二等を減す

第百八十九條 偽造變造の貨幣を國內に輸入したる者ハ偽造變造の刑ニ同し

第百九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を販受し之を行使したる者ハ偽造變造して行使したる者の刑に照し各二等を減す
其未だ行使せざる者は各三等を減す

第百九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑ニ處する者は六月以上二年以

下の監視も付き

第九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入取受したる者未だ行使せざる前に於て官に自首したる時は本刑を免し六月以上三年以下の監視も付き

若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前も於て自首したる時は本刑を免す

第九十三條 貨幣と取受せるの後に於て偽造又と變造すること知り之を行使したる者の其價額二倍の罰金も處す但其罰金は二圓以下に降すとを得

第二節 官印を偽造せる罪

第九十四條 御璽國璽を偽造し又其偽璽を使用したる者は無期徒刑に處す

第九十五條 各官署の印を偽造し又は其偽印を使用したる者の重懲役も處す

第九十六條 産物商品等も押用する官の記號印章を偽造し又は其偽造を使用したる者は輕懲役に處す

書籍什物等に押用する官の記號印章を偽造し又其偽印を使用したる者は一年以

上三年以下の重禁錮も處す

第九十七條 御璽國璽官印記號印章の影蹟を盗用したる者前數條も記載したる偽造の刑も照し各一等を減す

若し監守者自ら犯したる時は偽造の刑も同じ

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造變造し又其情を知て之を使用したる者の一年以上五年以下の重禁錮も處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 已も貼用したる各種の印紙及び郵便切手と再び貼用したる者は二圓以上二十圓以下の罰金も處す

第二百條 此節も記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例も照して處断す

第二百一條 此節も記載したる罪を犯し輕罪の刑も處する者の六月以上二年以下の監視も付き

第三節 官の文書を偽造する罪

第二百一一條 詔書を偽造し又ハ増減變換したる者は無期徒刑又處す其詔書を毀棄したる者亦同し

第二百二條 官の文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に處せ其官の文書を毀棄したる者亦同し

第二百四條 公債証書地券其他官吏の公證したる文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に處せ

若し無記名の公債証書に係る時ハ一等を加ふ

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者は前二條の例又照し各一等を加ふ其文書と毀棄したる者亦同し

第二百六條 官の文書を偽造する又因て官印を偽造し又ハ盜用したる者は偽造官印の各本條に照し重き又從て處斷せ

第二百七條 此節に記載したる罪を犯し減輕又因て輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付せ

第四節 私印私書と偽造する罪

第二百八條 他人の私印を偽造して使用したる者の六月以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加せ

若し他人の印影を盜用したる者の一等を減す

第二百九條 爲替手形其他裏書を以て賣買す可き証書若くハ金額と交換と可き約定手形を偽造し又ハ増減變換して行使したる者の輕懲役に處せ其手形証書に詐偽の裏書を爲て行使したる者亦同し

第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務又關する証書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

其餘の私書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者は一月以上一年以下の重禁錮

に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百一十一條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例又照して處断す

第二百一十二條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視を付す

第五節 免狀鑑札及び疾病証書を偽造する罪

第二百一十三條 官の免狀又ハ鑑札を偽造して行使したる者ハ一年以上一年以下の重禁錮又處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す但し官印を偽造し又は盗用したる時ハ偽造官印の各本條に照して處断す

第二百一十四條 屬籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て免狀鑑札を受けたる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮又處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
官吏情を知て其免狀鑑札を下付したる者ハ一等を加ふ

第二百一十五條 公務を免る可き爲め醫師の氏名を用ひ疾病の証書を偽造して行使し

たる者ハ自己の爲め又他人の爲めとするを分たす一月以上一年以下の重禁錮又處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

醫師囑託を受けて其詐偽の証書を造りたる者ハ一等を加ふ

第二百一十六條 陸海軍の懲兵を免かる可き爲め疾病の証書を偽造して行使したる者及び囑託を受けて其詐偽の証書を造りたる醫師を前條の例又照し各一等を加ふ

第二百一十七條 免狀鑑札及び疾病の証書を増減變換して行使したる者ハ亦偽造の刑に同し

第六節 偽証の罪

第二百一十八條 刑事又關する証人として裁判所に呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽証を爲したる時は左の例又照して處断す

一 重罪を曲庇する爲め偽造したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮又處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を曲庇する爲め偽証したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮又處し二圓以上

二十圓以下の罰金を附加す

三違警罪を曲庇とする爲め偽証したる者は違警罪の本條に依て處斷す

第二百十九條 偽証の爲め被告人正當の刑を免かれたる時は偽証者の刑前條の例に照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害とする爲め偽証を爲したる者の左の例に照して處斷す

一重罪に陥らしむる爲め偽証したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

二輕罪に陥らしむる爲め偽証したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

三違警罪に陥らしむる爲め偽証したる者は一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽証の爲め被告人刑に處せられたる後、於て偽証の罪發覺したる時の偽証者を其刑に反坐せしむる若し反坐の刑前條に記載したる偽証の刑より輕き時は

前條の例に照して處斷す

其刑期限内に於て偽証の罪發覺したる時の現に經過したる日數に照して反坐の刑期を減ずるとを得但減して前條偽証の刑より降すとを得

第二百二十二條 偽証の爲め被告人死刑に處せられたる時の反坐の刑一等を減す其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時の二等を減す

若し被告人を死に陥る、の目的を以て偽証を爲したる時の死刑に反坐す其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時は一等を減す

第二百二十三條 民事商事又行政裁判に關して偽証を爲したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定又通事の爲め裁判所に呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時の前數條に記載したる偽証の例に照して處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人々囑託して偽証又詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者亦偽証の例に同じ

第二百二十六條 此節に記載したる罪と犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前
に於て自首したる時の本刑を免ぜ

第七節 度量衡を偽造する罪

第二百二十七條 度量衡を偽造し又ハ變造して販賣したる者の二年以上五年以下の
重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す但官の記號印章を偽造し又ハ盜
用したる時の偽造官印の各本條に照し重きに從て處断す

第二百二十八條 偽造變造し情を知て其度量衡を販賣したる者は前條の刑に一等を
減す

第二百二十九條 商賈農工定規を増減したる度量衡を所持したる者の一月以上三月
以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加せ
若し其度量衡を使用して利を得たる者の詐欺取財を以て論す

第二百三十條 人の囑託を受けて度量衡を偽造し又は變造したる者の其囑託したる
犯人の刑に照し各一等を減す

第八節 身分を詐稱する罪

第二百三十一條 官署に對し文書又ハ言語を以て其屬籍身分氏名年齢職業を詐稱し
たる者の二圓以上二十圓以下の罰金を處す

第二百三十二條 官職位階を詐稱し又ハ官の服飾徽章若くハ内外國の勳章を盗用し
たる者の十五日以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加せ

第九節 公選の投票を偽造する罪

第二百三十三條 公選の投票を偽造し又ハ其數を増減したる者の一月以上一年以下
の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條 賄賂を以て投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者の
二月以上二年以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加せ

第二百三十五條 投票を檢査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又は増減した
る時は六月以上三年以下の輕禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百三十六條 調書を造り投票の結局を報告する者其數を増減し其他詐偽の所爲

ゆる時（時）の一年以上五年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

第一節 阿片烟を關する罪

第二百三十七條 阿片烟を輸入し及び製造し又之を販賣したる者の有期徒刑に處す

第二百三十八條 阿片烟を吸食するの器具を輸入し及び製造し又之を販賣したる者の輕懲役に處す

第二百三十九條 税關官吏情を知て阿片烟及び其器具を輸入せしめたる者の前二條の刑に照し各一等を加ふ

第二百四十條 阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者の輕懲役に處す人を引誘して阿片烟を吸食したる者亦同し

第二百四十一條 阿片烟を吸食したる者の一年以上三年以下の重禁錮に處す

第二百四十二條 阿片烟及び吸食の器具を所有し又之を受寄したる者の一年以上二年

以下の重禁錮に處す

第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

第二百四十三條 人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ふると能はざるに至らしめたる者の十一日以上一月以下の重禁錮に處し二圓以上五圓以下の罰金を附加す

第二百四十四條 人の健康を害す可き物品を用ひて水質を變へ又腐敗せしめたる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條 前條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重さよ從て處斷す

第三節 傳染病豫防規則に關する罪

第二百四十六條 傳染病豫防の爲め設けたる規則に違背して入港の船舶より上陸し又物品を陸地に運搬したる者は一月以上一年以下ノ輕禁錮に處し又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又は人の犯すことを知て制せざる者は前條

の刑に一等を加ふ

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地方より他處に出たる者ハ十五日以上六月以下の輕禁錮ニ處シ又は十圓以上百圓以下の罰金に處ス

第二百四十九條 獸類の傳染病流行の際豫防規則に違背して獸類を他處に出たる者は十一日以上二月以下の輕禁錮に處シ又ハ五圓以上五十圓以下の罰金に處ス

第四節 危害品及ヒ健康を害す可キ物品製造の規則ニ關する罪

第二百五十條 官許を得ずして危害を生じ可キ物品の製造所ヲ創設したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處ス

若シ健康を害と可キ物品の製造所を創設したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處ス

第二百五十一條 官許を得て前條ニ記載したる製造所を創設せし雖モ危害を豫防シ健康を保護する規則ニ違背したる者ハ前條の例ニ照シ各一等を減ス

第二百五十二條 前二條の罪を犯シ因テ人を疾病死傷に致したる時は過失殺傷の各

本條ニ照シ重きに從て處斷ス

第五節 健康を害す可キ飲食物及ヒ藥劑を販賣する罪

第二百五十三條 人の健康を害す可キ物品を飲食物ニ混和して販賣したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處ス

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處ス

第二百五十五條 前二條の罪を犯して人を疾病又ハ死ニ致したる者ハ過失殺傷の各本條ニ照シ重きに從て處斷ス

第六節 私ニ醫業を爲す罪

第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲たる者は十圓以上百圓以下の罰金に處ス
第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因テ人を死傷ニ致したる時は過失殺傷の各本條ニ照シ重きに從て處斷ス

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所爲を爲したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處せ
第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又は販賣した
る者は四圓以上四十圓以下の罰金に處せ

第二百六十條 賭場を開張して利を圖り又は博徒を招結したる者は三月以上一年以
下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加せ

第二百六十一條 財物を賭して現博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮
に處し五圓以上五十圓以下の罰金と附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同じ
但飲食物を賭する者ハ此限ニ在らず

賭博の器具財物其現場ニ在る者は之を沒收す

第二百六十二條 財物を醜集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者は一
月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對し公然不敬の所爲ある者ハ二圓以上
二十圓以下の罰金に處す

若し説教又ハ禮拜を妨害したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處せ

第七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘せる罪

第二百六十四條 埋葬を可き死屍を毀棄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處
し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又ハ死屍を見はしたる者ハ二月以上二年以下
の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加せ

因て死屍を毀棄したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下
の罰金を附加せ

第二百六十六條 此章ニ記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の
例ニ照して處断せ

第八章 商業及び農工の業を妨害せる罪

第二百六十七條 偽計又ハ威力を以て穀類其他衆人の需用ニ缺く可からざる食用物
の賣買を妨害したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の

罰金を附加す

前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者は一等を減す

第二百六十八條 偽計又ハ威力を以て糶賣又は入札を妨害したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又は威力を以て農工の業を妨害したる者は亦前條ノ同シ

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又は農工業の景況を變せしむる爲め雇主及ヒ他の雇人ノ對シ偽計威力を以て妨害を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮ニ處シ三十圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其賃錢を減し又は農工業の景況を變とする爲め雇人及ヒ他の雇主ノ對シ偽計威力を以て妨害を爲したる者は亦前條ノ同シ

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を昂低せしめたる者ハ十圓以上百圓以下の罰金に處す

第九章 官吏瀆職の罪

第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌ノ係る法律規則を公布施行せし又ハ他の官吏の公布施行を妨害したる者は二月以上六月以下の輕禁錮に處シ十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條 兵隊を要求し及ヒ之を使用する權ある官吏地方の騷動其他兵權を以て鎮撫を可き時ニ當リ其處分を爲さざる者ハ三月以上三年以下の輕禁錮ニ處シ二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條 官吏規則ノ違背して商業を爲したる者は二十圓以上五百圓以下の罰金ニ處す

第二節 官吏人民ノ對する罪

第二百七十六條 官吏擅ニ威權を用ヒ人をして其權利なき事を行ハしめ又ハ其爲す可き權利を妨害したる者は十一日以上二月以下の輕禁錮ニ處シ二十圓以下二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十七條 人の身體財産を妨害するの犯人あるに當り豫審判事檢察官吏其報告を受けて速に保護の處分を爲さざる者ハ十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條 逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せずして人を逮捕し又は不正に人を監禁したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金と附加す但監禁日數十日を過ぐる毎に一等を加ふ

第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁し若くは囚人を出獄せしむ可きの時に至り之を放免せざる者は亦前條の例に同じ

第二百八十條 前二條に記載したる官吏又は護送者囚人又對し飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因て囚人と死傷に致したる時は毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに従て處斷す

第二百八十一條 水火震災の時官吏囚人の監禁を解くことを怠り因て死傷に致したる者ハ毆打創傷の各本條に照し一等を加ふ

第二百八十二條 裁判官檢察官及以警察官吏被告人に對し罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又は陵虐の所爲ある者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を死傷に致したる時は毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに従て處斷す

第二百八十三條 裁判官檢察官故なくして刑事の訴を受理せず又ハ遷延して審理せざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其民事の訴に係る者亦同じ

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又ハ之を聽許したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て不正の處分を爲したる時は一等を加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受し又之を聽許したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加せしめて不正の裁判を爲したる時の一等を加ふ

第二百八十六條 裁判官檢察警察官吏刑事の裁判に關して賄賂を收受し又之を聽許したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す因て被告人を庇曲したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加せしめて

其被告人を陷害したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加せしめて若し枉斷したる所の刑此刑より重き時は第二百二十一條第二十二條の例に照して反坐す

第二百八十七條 裁判官檢察警察官吏賄賂を收受聽許せずと雖も情状が或るを挾み被告人を曲庇陷害したる者は亦前條の例に同じ

第二百八十八條 前條に記載したる賄賂已に收受したる者は之を沒收し費用したる者は其價を追徴せしむ

る者は其價を追徴せしむ

第三節 官吏財産に對する罪

第二百八十九條 官吏自ら監守せる所の金穀物件を竊取したる者の輕懲役に處す

因て官の文書簿冊を増減變換し又は毀棄したる時、第二百五條の例に照して處斷せしむ

第二百九十條 租稅其他諸般の入額を徵收する官吏正數外の金數を收徴したる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加せしめて

第二百九十一條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第三編 身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫め謀て人を殺したる者は謀殺の罪と爲し死刑に處せしめて

第二百九十三條 毒物を施用して人を殺したる者の謀殺を以て論し死刑に處す

第二百九十四條 故意を以て人を殺したる者は故殺の罪と爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 支解折割其他惨刻の所爲を以て人を故殺したる者は死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又ハ己ハ犯して其罪を免かる、爲め人を故殺したる者の死刑に處す

第二百九十七條 人を殺その意ハ出て詐稱誘導して危害ヲ陷れ死に致したる者は故殺を以て論し其豫め謀る者は謀殺を以て論す

第二百九十八條 謀殺故殺を行ふに誤て他人を殺したるものは仍ハ謀故殺を以て論す

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者の重懲役に處す

第三百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳と聾し又ハ兩肢を折り及び舌を断ち陰陽と毀敗し若くハ知覺精神を喪失せしめ篤疾に致したる者の輕懲役に處す

第二節 毆打創傷の罪

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者の重懲役に處す

第三百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳と聾し又ハ兩肢を折り及び舌を断ち陰陽と毀敗し若くハ知覺精神を喪失せしめ篤疾に致したる者の輕懲役に處す

其一目を瞎し一耳を聾し又ハ一肢を折り其他身體を殘廢し癱疾ヲ致したる者の二年以上五年以下の重禁錮に處す

第三百一一條 人を毆打創傷し二十日以上之時間疾病に罹り又は職業を營むを能はざるに至らしめたる者の一年以上三年以下の重禁錮に處す

其疾病休業の時間二十日に至らざる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

疾病休業に至らずと雖も身體に創傷を成したる者の十一日以上一月以下の重禁錮に處す

第三百二條 豫め謀て人を毆打創傷し休業癱篤疾又は死に致したる者の前數條に記載したる刑に照し各一等を加ふ

第三百三條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又ハ己ハ犯して其罪を免かる、爲め人を毆打創傷したる者の亦前條の例と同じ

第三百四條 毆打に因り誤て他人を創傷したる者は仍ハ毆打創傷の本刑と科せ

第三百五條 二人以上共に人を毆打創傷したる者は現手を下し傷を成すの輕重に

從て各自其刑を科す若し其毆して傷を成その輕重を知るを能はざる時其重傷の刑に照し一等を減す但教唆者は減等の限不在らす

第三百六條 二人以上共に人を毆打するは當り自ら人を傷せせと雖も幫助して傷を成さしめたる者は現傷を成したる者の刑より一等ヲ減す

第三百七條 健康を害す可き物品を施用して人を疾苦せしめたる者は豫め謀て毆打創傷するの例に照して處斷す

第三百八條 人を殺すの意非すと雖も詐稱誘導して危害を陷れ因て疾病死傷に致したる者は毆打創傷を以て論す

第三節 殺傷に關する宥恕及び不諭罪

第三百九條 自己の身體に暴行を受くるは因り直ち怒を發し暴行人を殺傷したる者は其罪を宥恕す但不正の爲所に因り自ら暴行を招きたる者は此限不在らす

第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下すの先後を知ると能はざる者は各其罪を宥恕することを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知り姦所は於て直ちに姦夫又は姦婦を殺傷したる者は其罪を宥恕す但本夫先姦通を縱容したる者は此限不在らす

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは戸門牆壁を踰越損壞せんとする者は防止する爲め之を殺傷したる者は其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條に記載したる宥恕す可罪は各本刑より照し二等又は三等を減す

第三百十四條 身體生命を正當に防衛し已むことを得ざるは出で暴行人を殺傷したる者と自己の爲めにし他人の爲めするを分たす其罪を論せし但不正の所爲は因り自ら暴行を招きたる者は此限不在らす

第三百十五條 左の諸件は於て已むことを得ざるに出で人を殺傷したる者は其罪を論せし

一 財産に對し放火其他暴行を爲したる者を防止するに出たる時

二 盜犯を防止し又は盜賊を取還するは出たる時

三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞する者を防止

するふ出たる時

第三百十六條 身體財産を防衛するよ出ると雖も己むとを得ざるよ非ずして害を暴行人よ加へ又ハ危害已に去りたる後に於て勢ふ乘じ仍は害を暴行人よ加へたる者の不論罪の限は在す但情狀に因り第三百十三條の例は照し其罪を宥恕することを得

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習を遵守せと過失に因て人を死よ致したる者の二十圓以上二百圓以下の罰金よ處せ

第三百十八條 過失よ因て人と創傷し癩篤疾に致したる者の十圓以上百圓以下の罰金よ處せ

第三百十九條 過失よ因て人を創傷し疾病休業よ至らしめたる者の二十圓以上五十圓以下の罰金よ處す

第五節 自殺又關する罪

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又ハ囑託を受けて自殺人の爲めよ手を下し

たる者は六月以上三年以下の輕禁錮よ處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其
他自殺の補助を爲したる者は一等を減す

第三百二十一條 自己の利を圖り人と教唆して自殺せしめたる者は重懲役よ處す

第六節 擅ハ人を逮捕監禁する罪

第三百二十二條 擅ハ人を逮捕し又は私家に監禁したる者は十一日以上二月以下の重禁錮よ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過くる毎よ一等を加ふ

第三百二十三條 擅ハ人を監禁制縛して毆打拷責し又は飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者は二月以上二年以下の重禁錮よ處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第三百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病死傷よ致したる者の毆打創傷の各本條に照し重死よ從て處斷す

第三百二十五條 擅ハ人を監禁し水火震災の際其監禁を解くとを怠り因て死傷よ致

したる者は亦前條の例も同じ

第七節 脅迫の罪

第三百二十六條

人を殺さんと脅迫し又は人の住居したる家屋に放火さんと脅迫し

たる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加し

毆打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又は財産に放火し及び毀壞劫掠せんと脅迫し

たる者は十一月以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加し

第三百二十七條

兇器を持って前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百二十八條

親屬に害を加ふ可き事を以て脅迫したる者は亦前二條の例も同じ

第三百二十九條

此節に記載したる罪に脅迫を受けたる者又は其親屬の告訴を待て

其罪を論ぜ

第八節 墮胎の罪

第三百三十條

懐胎の婦女に藥物其他の方法を以て墮胎したる者は一月以上六月以

下の重禁錮に處す

第三百三十一條

藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者の亦前條も同じ因て婦女

を死に致したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條

醫師穩婆又は藥商前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百三十三條

懐胎の婦女を威逼し又は誑騙して墮胎せしめたる者は一年以上四

年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條

懐胎の婦女あることを知て毆打其他暴行を加へ因て墮胎に至らしめ

たる者の二年以上五年以下の重禁錮に處す其墮胎せしむるの意も出たる者の輕懲

役も處す

第三百三十五條

前二條の罪を犯し因て婦女を癡篤疾又は死に致したる者の毆打創

傷の各本條も照し重きも從て處斷す

第九節 幼者又は老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條

八歳に滿ざる幼者を遺棄したる者の一月以上一年以下の重禁錮に

處す

自ら生活をとるに能はざる老者疾病者を遺棄したる者亦同し

第三百二十七條 八歳以上満さる幼者又ハ老疾者を寥闕無人ノ地ニ遺棄したる者は四月以上四年以下の重禁錮ニ處す

第三百二十八條 給料を得て人の寄託を受け保養す可き者前二條の罪を犯したる時は各一等を加ふ

第三百二十九條 幼者老疾者を遺棄し因て癡疾ヲ致したる者は輕懲役ニ處し篤疾ヲ致したる者は重懲役ニ處し死ニ致したる者は有期徒刑ニ處す

第三百四十條 自己の所有地又ハ看守す可き地内ニ遺棄せられたる幼者老疾者あることを知て之ヲ扶助せず又ハ官署に申告せざる者は十五日以上六月以下の重禁錮ニ處す

若し疾病ニ罹リ昏倒する者あることを知て扶助せず又ハ申告せざる者亦同し

第十節 幼者を畧取誘拐せる罪

第三百四十一條 十二歳に滿さる幼者を略取し又ハ誘拐して自ら藏匿し若くは他人

ニ交付したる者は一年以上五年以下の重禁錮ニ處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳に滿さる幼者を畧取して自ら藏匿し若くは他人ニ交付したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮ニ處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加し其誘拐して自ら藏匿し若くは他人に交付したる者は六月以上二年以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十三條 畧取誘拐したる幼者あることを知し自己の家屬僕婢と爲し又ハ其他の名稱を以て之を收取したる者ハ前二條の例ニ照し各一等を減す

第三百四十四條 前數條に記載したる罪は被害者又ハ其親屬の告訴と待て其罪を論ず但畧取誘拐せられたる幼者式ニ從て婚姻を爲したる時ニ告訴の效をなし

第三百四十五條 二十歳に滿さる幼者を畧取誘拐して外國人ニ交付したる者は輕懲役ニ處す

第十一節 褻猥姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳又満ざる男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳又満ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者の輕懲役に處す
藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫したる者の強姦を以て論ぜ

第三百四十九條 十二歳又満ざる幼女を姦通したる者の輕懲役に處せ若し強姦したる者の重懲役に處す

第三百五十條 前數條に記載したる罪の被害者又其親屬の告訴を待て其罪を論ぜ
第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷し致したる者の毆打創傷の各本條に照し重たよ從て處斷す但強姦は因て篤疾に致したる者の有期徒刑に處し死し致したる者の無期徒刑に處す

第三百五十二條 十六歳又満ざる男女の淫行を勸誘して媒合したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同し

第三百五十四條 配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
第十二節 誣告及び誹毀の罪

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者は第二百二十條に記載したる偽証の例に照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前よ於て誣告者自首し

たる時の本刑を免す

第三百五十七條

誣告又因て被告人刑を處せらるる時は第二百二十一條第二百二十二條に記載たる例を照して處断す

第三百五十八條

悪事酬行を摘發して人を誹毀したる者は事實の有無を問はず左の例を照して處断す

一公然の演説を以て人を誹毀したる者は十一日以上三月以下の重禁錮を處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二書類畫圖を公布し又ハ雜劇偶像を作為て人を誹毀したる者は十五日以上六月以下の重禁錮を處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誹毀したる者は誣罔に出たるハ非されハ前條の例を照して處断せしむるを得す

第三百六十條 醫師藥商穩婆又は代言人辯護人代書人若クハ神官僧侶其身分職業に於て委託を受けたる事又困り知得たる陰私を漏告したる者の誹毀を以て論し十一

日以上三月以下の重禁錮を處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者ハ此限に在らざる

第三百六十一條 此節に記載したる誹毀罪は被害者又は死者の親屬の告訴を待て其罪を論す

第十三節 祖父母父母を對する罪

第三百六十二條 子孫其祖父母父母を謀殺故殺する者の死刑を處す其自殺を關する罪は凡人の刑を照し二等を加ふ

第三百六十三條 子孫其祖父母父母を對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したる者は各本條に記載したる凡人の刑を照し二等を加ふ但癩疾に致したる者は有期徒刑を處し篤疾を致したる者は無期徒刑を處し死を致したる者は死刑を處す

第三百六十四條 子孫其祖父母父母を對し衣食を供給せず其他必要ある奉養を缺きたる者は十五日以上六月以下の重禁錮を處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

因て疾病又は死に致したる者は亦前條の例に同じ

第三百六十五條 祖父母父母に對したる殺傷の罪は特別の宥恕及び不論罪の例を用ふることを得ず但其犯す時知らざる者の此限に在らず

第二章 財産に對する罪

第一節 竊盜の罪

第三百六十六條 人の所有物と竊取きたる者は竊盜の罪と爲し二月以上四年以下の重罰に處せらる

第三百六十七條 水火震災其他の變に乗じて竊盜を犯したる者は六月以上五年以下の處罰に處せらる

第三百六十八條 門戸牆壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯きたる者は亦前條に同じ

第三百六十九條 二人以上共前三條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百七十條 兇器を携帯して人の住居したる邸宅に入り竊盜を犯したる者は輕懲役に處す

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に交付し又官署の命令に因り他人の看守したる時之を竊取したる者は竊盜を以て論ず

第三百七十二條 田野に於て穀類菜葉其他の産物を竊取したる者は一月以上一年以下の重罰に處せらる

第三百七十三條 山林に於て竹木礦物其他の産物を竊取し又河澤池沼湖海に於て人の生養し若くは營業に關する産物を竊取したる者は亦前條に同じ

第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者は二月以上二年以下の重罰に處す

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照して處断す

第三百七十六條 此節に記載したる輕罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

○刑法俗解第三編○財産ニ對スル罪

第三百七十七條 祖父父母夫妻子孫及び其配偶者又同居の兄弟姉妹互其財物を竊取したる者の竊盜を以て論するの限在らず
若し他人共犯して財物を分ちたる者の竊盜を以て論す

第二節 強盜の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又の暴行を加へて財物を強取したる者は強盜の罪と爲し輕懲役に處す

第三百七十九條 強盜左に記載したる情狀ある者は一個毎に一等を加ふ
一 二人以上共犯したる時
二 兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盜人を傷けしたる者は無期徒刑に處せられたる者は死刑に處す

第三百八十一條 強盜婦女を強姦したる者は無期徒刑に處す

第三百八十二條 竊盜財を得て其取還を拒く爲め臨時暴行脅迫を爲したるものは強盜を以て論す

盜を以て論す

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を酔迷せしめ其財物を盜取したる者の強盜を以て論し輕懲役に處す

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し減輕し因て輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視を付す

第三節 遺失物埋藏物に關する罪

第三百八十五條 遺失及び漂流の物品を拾得て隠匿し所有主に還付せず又は官署に申告せざる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し又の二圓以上二十圓以下の罰金を處す

第三百八十六條 他人の所有地内に於て埋藏の物品を掘得て隠匿したる者亦前條と同し

第三百八十七條 此節に記載したる者を犯したる者第三百七十七條に掲けたる親屬に係る時は其罪を論せよ

第四節 家資分散ノ關する罪

第三百八十八條 家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又ハ虚偽の負債を増加したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮ニ處ス

情を知テ虚偽の契約を承諾し若クハ其媒介を爲したる者ハ一等を減ス

第三百八十九條 家資分散の際牒簿の類を藏匿毀棄し若クハ分散決定の後債主中の一人又ハ數人ニ其負債を私償して他の債主を害したる者は一月以上二年以下の重禁錮ニ處ス

第五節 詐欺取財の罪及ヒ受寄財物に關する罪

第三百九十條 人を欺罔し又ハ恐喝して財物若クハ証書類を騙取したる者ハ詐欺取財の罪ト爲シ二月以上四年以下の重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す因テ官私の文書を偽造し又ハ増減變換したる者ハ偽造の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷ス

第三百九十一條 幼者の知慮淺薄又ハ人の精神錯亂したるニ乘シテ其財物若クハ証

書類を授與せしめたる者は詐欺取財を以テ論ス

第三百九十二條 物件を販賣し又ハ交換するに當リ其物質を變し若クハ分量を偽テ人ニ交付したる者は詐欺取財を以テ論ス

第三百九十三條 他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又ハ抵當典物と爲したる者は詐欺取財を以テ論ス

自己の不動産と雖モ已ニ抵當典物と成したるを欺隱して他人ニ賣與し又ハ重ねテ抵當典物と爲したる者亦同シ

第三百九十四條 前數條ニ記載したる罪を犯したる者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付セ

第三百九十五條 受寄の財物借用物又ハ典物其他委託を受けたる金類物件を費消したる者は一月以上二年以下の重禁錮ニ處ス若シ騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者は詐欺取財を以テ論セ

第三百九十六條 自己の所有に係ると雖モ官署より差押へたる物件を藏匿脱漏した

る者は一月以上六月以下の重禁錮に處せ但家資分散の際此罪を犯しうる者の第三
百八十八條の例も照して處断せ

第三百九十七條 此節に記載したる罪と犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の
例に照して處断す

第三百九十八條 此節に記載したる罪を犯したる者第二百七十七條に掲けたる親屬
に係る時の其罪を論せず

第六節 贓物に關する罪

第三百九十九條 強竊盜の贓物あることを知て之を受け又は寄藏故買し若くは牙保を
爲さる者は一月以上三年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加せ

第四百條 前條の罪と犯したる者は六月以上二年以下の監視に付す

第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關したる物件なることを知て之を受け又は寄藏故
買し若くは牙保を爲したる者は十一日以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十
圓以下の罰金と附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者は死刑に處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他の建造物を燒燬したる者は無期徒刑
に處す

第四百四條 火を放て厩屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者は重懲役に
處す

第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶漁車を燒燬したる者の死刑に處せ
其人を記載せざる船舶氣車に係る時は重懲役に處せ

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀麥又は露積きたる柴草竹木其他の物件を
燒燬きたる者の輕懲役に處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處
す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑に處せざる者の六月以上二年以下の監視に付す

第四百九條 火を失して人の家屋財産を焼燬したる者は二圓以上二十圓以下の罰金
に處せ

第四百十條 火藥其他激發す可き物品又ハ煤氣井蒸氣罐を破裂せしめて人の家屋財
産を毀壞したる者ハ其故意よ出るト過失トを分ち放火失火の例ニ照して處斷す

第八節 決水の罪

第四百十一條 堤防を決潰し又は水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂失したる
者は無期徒刑ニ處す

若し人の住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者は重懲役ニ處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃礦坑牧場等を荒廢したる者は輕懲
役に處せ

第四百十三條 他人の便益を損し又は自己の便益を圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀
壞し其他水利を妨害したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮ニ處し二圓以上二十圓
以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失ニ因て火害を起したる者は失火の例ニ照して處斷す

第九節 船舶を覆没せる罪

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て人を乗載したる船舶を覆没したる者は死刑ニ
處す但船中死亡なき時ハ無期徒刑ニ處す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる者は輕懲役ニ處
す

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者は一月以上五年以下の重禁錮
ニ處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第四百十八條 人の家屋に屬する牆壁及び園池の裝飾又は田圃の樊圍牧場の柵欄ト
毀壞したる者は十一日以上三月以下の重禁錮ニ處し又は二圓以上二十圓以下の罰
金ニ處せ

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者は十一日以上六月以下の重禁錮又處し又は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十條 土地の經界を表したる物件を毀壞し又を移轉したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以下の上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十三條 前條に記載したる以外の家畜を殺したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す但被害者の告訴を待て其罪を論じ

第四百二十四條 人の權利義務に關する証書類を毀棄滅盡したる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者を三日以上十日以下の拘留に處し又一圓

以上一圓九十五錢以下の科料に處す

一規則を遵守せしめて火藥其他破裂す可き物品を市街に運搬したる者

二規則を遵守せしめて火藥其他破裂す可き物品又ハ自ら火を發す可き物品を貯藏したる者

したる者

三官許を得ずして烟火を製造し又ハ販賣したる者

四人家稠密の場所に於て濫り烟火其他火器を玩ひたる者

五蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及ハ掃除する規則に違背したる者

六官署の督促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者

七官許を得ずして死屍を解剖したる者

八自己の所有地内に死屍あることを知て官署に申告せず又ハ他所に移したる者

九人を毆打して創傷疾病に至らざる者

十密に賣淫を爲し又は其媒合容止を爲したる者

○刑法俗解第四編○違警罪

- 十一人の住居せざる家屋内に潜伏したる者
- 十二定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方に徘徊する者
- 十三官許の墓地外に於て私に埋葬したる者
- 十四違警罪の犯人を曲庇する爲め偽證したる者但被告人偽證の爲め刑を免かれたる時の第二百十九條の例に従ふ

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者は二日以上五日以下の拘留に處し又ハ五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す

- 一 人家の近傍又ハ山林田野に於て濫りに火を焚く者
- 二 水火其他の變に際し官吏より防禦す可きの求めを受け傍觀して之を肯せざる者
- 三 不熟の菓物又は腐敗したる飲食物を販賣したる者
- 四 健康を保護する爲め設けたる規則又ハ傳染病豫防規則に違背したる者
- 五 人の通行す可き場所ある危険の井溝其他凹所蓋又ハ防圍を爲さざる者
- 六 路上に於て犬其他の獸類を嘯し又ハ驚逸せしめたる者

- 七 發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者
 - 八 狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者
 - 九 變死人の檢視を受けずして埋葬したる者
 - 十 墓碑及ハ路上の神佛を毀損し又は汚瀆したる者
 - 十一 神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者
 - 十二 公然人を罵詈嘲弄したる者但訴を待て其罪を論す
- 第四百二十七條 左の諸件を犯したる者は一日以上三日以下の拘留に處し又は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す
- 一 濫り車馬を疾驅して行人の妨害を爲しうる者
 - 二 制止を肯せずして人の群集したる場所車馬を牽きたる者
 - 三 夜中燈火をくして車馬を疾驅する者
 - 四 木石等を道路に堆積して防圍を設け又ハ標識の點燈を怠りたる者
 - 五 瓦礫を道路家屋圍に投擲したる者

- 六禽獸の死屍を道路に棄擲し又ハ取除かざる者
- 七汚穢物を道路家屋園圃に投擲したる者
- 八警察の規則に違背して工商の業を爲したる者
- 九醫師穩婆事故をくして急病人の招きを應せざる者
- 十死亡の申告を爲さずして埋葬したる者
- 十一流言浮説を爲して人を誑惑したる者
- 十二妄言吉凶禍福を説き又ハ祈禱符呪等を爲し人と惑はして利を圖る者
- 十三私有地外へ濫りて家屋牆壁を設け又は軒楹を出したる者
- 十四官許を得ずして路傍又ハ河岸に床店等を開きたる者
- 十五路上の植木市街の常燈及ハ廁場等を毀損したる者
- 十六道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及ハ指道標の類を毀棄汚損したる者

第四百二十八條 左の諸件を犯したる者は一日の拘留に處し又ハ十錢以上一圓以下

の科料と處と

- 一官署より價額を定めたる物品を定價以上販賣したる者
- 二渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又ハ故なく通行を妨けたる者
- 三渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所に於て其定價を出さずして通行したる者
- 四路上に於て賭博と類する商業を爲したる者
- 五官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及ハ其規則に違背したる者
- 六溝渠下水を毀損し又ハ官署の督促を受けて溝渠下水を浚はさる者
- 七制止を肯せしめて路傍に食物其他の商品を羅列したる者
- 八官許を得ずして獸類を官有地に放ち又ハ牧畜したる者
- 九身又刺文と爲し及ハ之を業とする者
- 十他人の繋きたる牛馬其他の獸類を解放したる者
- 十一他人の繋きたる舟筏を解放したる者

第四百二十九條 左の諸件を犯したる者の五錢以上五十錢以下の科料を處せ

一 橋梁又は堤防の害を爲る可き場所へ舟筏を繋ぎたる者

二 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又は木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者

三 車馬を並へ牽て行人の妨害を爲したる者

四 水路に於て舟を並へ通船の妨害を爲したる者

五 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者

六 官署の督促を受けて道路の掃除を爲さざる者

七 制止を肯せずして路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者

八 牛馬を牽き又は繋ぐことを忽かせにして行人の妨害を爲したる者

九 出入を禁止したる場所に濫り出入したる者

十 通行禁止の榜示を犯して通行したる者

十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者

十二 酩酊して路上に喧嘩し又酔臥したる者

十三 路上の常燈を消したる者

十四 人家の牆壁に貼紙及び樂書したる者

十五 邸宅の番號標札招牌又は貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者

十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又は花卉を採折したる者

十七 公園の規則を犯したる者

十八 通路なき他人の田圃を通行し又牛馬を牽入れたる者

第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜により定むる所の違警罪を犯したる者は其罰則に従て處断す

刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑は其執行を爲す裁判所の檢察官書記及び典獄刑場より立會典獄より囚人
に死刑を執行すべきことを告示したる後押丁をして之を執行せしむ但し其時限の午
前十時前とす

第二條 死刑を行ふ時は刑場の警戒を嚴にし執行に關するもの、外刑場に入るとを
許さず但し立會官吏の許可を得たる者は此限をあらざ

第三條 死刑の執行畢りたる時は書記其始末書を作り立會を爲したる官吏と共に署
名捺印し之を裁判所の檢事局に納むべし

第四條 左に記載したる日は死刑を行ふことを禁ぜ

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

仁孝天皇祭

神武天皇祭

六月大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

光格天皇祭

十二月大祓

第五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎と申するものは醫師及び穩婆をして之を檢
査せしめ果して懐胎あるときは檢官察より司法卿に上申して其執行を停め産後一

○刑法附則俗解○主刑執行

百日を経て更さら司法卿の命令を受け決行すへし

第六條 死刑の遺骸は一定の場所ばしよに埋うづむ若し親屬故舊請ふ者あるときは典獄之を許可ゆるしし下付くだせることを得

第七條 死刑の宣告を受けたるもの執行に至るまで何時なんどきよても典獄の許可を得て其親屬故舊しんぞくこきうに接見あはむことを得

第八條 死刑を執行しする時は犯人の屬籍氏名年齢職業住所及び其罪狀刑名を記載して左の各所に榜示なまふだし公告すへし

刑を宣告したる裁判所の門前
犯罪の地
犯人住居の地

第九條 徒流の囚を發遣するに裁判を爲したる地の監獄管理長官より内務卿に上申し其命令を待て發船の地に護送すべし

第十條 徒刑の囚の島地しまぢに於て便宜に従ひ獄外の役は服せしむることを得

第十一條 流刑の囚幽閉中獄内うくちに於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十二條 流刑の囚幽閉を免るべき者ある時ハ典獄より内務司法兩卿に上申し其許可を受くべし

第十三條 徒刑の囚假出獄を許されたる者又ハ流刑の囚幽閉を免せられたるもの家屬を招まねひ同居すると請ふ時ハ之を許すことを得但し其路費ハ自から之を辨べんせべし

第十四條 流刑の囚幽閉を免し地を限り住居せしむる者は監獄近傍の地を限典獄の監督を受けしむ若し己むとを得ざる事故ある時は典獄に請ふて限外かぎりを出ることを得

第十五條 流刑乃囚幽閉を免せられたる者再び罪を犯したる時は本刑期限内と雖ども島地に於て直ちに其刑を執行可し

第十六條 懲役重禁錮の囚は便宜に従ひ獄外の役は服せしむることを得

第十七條 禁獄輕禁錮の囚獄内うくちに於て自から工業を爲さんとを請ふ者は典獄之を許すべし

第十八條 服役限内更に罪を犯し再び定役を服する者後犯の刑期百日以内は工錢を給與せず

第十九條 囚人は給與せる工錢の額と定め之を交付し及び領置せる方法は監獄の規則に従ふ

第二十條 罰金科料の宣告を受け未だ納完せざる前に於て犯人身死するとその之を徴收せず附加の罰金に於て亦同じ

第二章 監視

第二十一條 監視は主刑の終りたる後仍將來を檢束する爲め警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむる者とす

第二十二條 監視を付すべき者の豫しめ其住所を定めしめ主刑の終りたる時典獄より罪人を其住居の地の警察所へ護送し監視を執行せしむ主刑の期満免除を得たる者又ハ主刑を免し止た監視を付せる者の其裁判所の檢察官より警察署へ護送すべし

第二十三條 犯人を警察署へ護送する時は其監視の起算満期を記載したる文書及び刑名宣告書の謄本を附とべし

第二十四條 犯人の住居遠地に在て一日程を過ぐる者の典獄若くは檢察官より先づ最近の警察所へ護送し其警察所より住居の地の警察所へ送致すべし

第二十五條 警察所より犯人を住居の地の警察所へ送致する時其里程を計り日數を限定して旅券を附與し犯人到着の日直之を其地の警察所に差出さしむ但し途中事故ありて淹滞したる時第三十一條の例に従ふべし

第二十六條 犯人住居の地の警察所へ於ては監視の期間遵守すべき條件を讀聞かせ監視の票を下付とべし

第二十七條 監視を付せられたる者は其期限間の條件を遵守すべし
一 毎月二度所轄の警察所に至り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但疾病又は己を得ざる事故ありて警察所へ到るを能はざる時は其事由

を届け出づべし

二酒宴遊興の席に會し又ハ群集の場所に參會することを許さず

三事故ありて其住居を轉移せんとする時の警察所に申請し許可を受くべし

四擅ハ他の地方に旅行することを許さず若シ己むとを得ざる事故あるときは其事由を警察所に具申し許可を受くべし

第二十八條 監視の期限間の警察官吏時宜ヨ因リ其家宅ヨ臨檢せるとあるべし

第二十九條 警察所ヨ於テ住居を轉ずることを許可したる時の其事由を轉住の地の警察所に通知し第二十三條に記載したる書類を遞送せべし

第三十條 他の地方に旅行することを許可したる時の其里程を計リ先方の地ヨ滯留せる時日を算シ往復日數を限定して旅券を付與すべし

犯人先方の地ヨ到れハ其地の警察所ヨ出て旅券を示シ官吏の認印を受け限定の日數内ヨ歸來リ直ちヨ旅券を警察所に還納せべし

第三十一條 旅行中天災又ハ病疾等に因リ臨時淹滞したる時は事由ヨ其地の警察所

ヨ具申し官吏の証書を受け歸着の日旅券ヨ添へ警察所ヨ差出すべし

第三十二條 監視ヨ付する者住居ヨ及ビ引受人なき時の其期限間監獄中の別房ヨ留置死工業を爲さしめ又ハ使役ヨ供す住居遠地に在リテ歸着する資力なき者も亦同シ

第三十三條 監獄中の別房に留置したる者限内引取人を得又ハ住居の地ヨ歸着する資力を得たる時ヨ其地に送致して殘期の監視を執行せしむべし

第三十四條 刑期限内再ビ罪を犯シ初犯再犯共ヨ監視ヨ付すべき時又ハ監視の期限間再ビ罪を犯シ更に監視に付すべき時ハ並ヨ主刑滿限の後前後の期限を通算して監視を執行せべし

第三十五條 罰金を禁錮ヨ換へたる者監視ヨ付すべき時ハ其禁錮の日數を監視の期限ヨ算入すべし

第三十六條 監視に付せらるる者其規則を遵守し悛改の狀ある時の警察官ヨ其事實を上申し内務司法兩卿の命を受けて假に監視を免することを得

第三十七條 假に監視を免せられたる者住居を轉移せる時ハ第二十七條第三及び第二十九條の例ニ従ふべし

第三章 假出獄及び特別監視

第三十八條 假出獄を免すべき者ある時ハ典獄より其犯人の行狀及び刑名入獄の年月を記載し假又出獄を許されんとシ内務司法兩卿に上申して許可を受くべし

第三十九條 假出獄を許したる時ハ典獄より其証票を犯人又下付をべし

第四十條 假出獄証票ハ左の條件を記載をべし

一 本人の族籍氏名年齢住所罪名刑名及び處刑の年月日

二 殘期何年月何日問假出獄を許す事

三 假出獄中の特別監視に付すべき事

四 假出獄中更ニ重輕罪を犯したる時は直ちに出獄を停止し出獄中の日數を刑期ニ算入せざる事

第四十一條 重罪の刑ニ處せられたる者假出獄中自ら財産を治め若くは職業を營せ

んとする時は警察所に申請し許可を受くべし

第四十二條 假出獄を許すべき者は豫め其住所を定めしめ出獄の日典獄より其証票の謄本を添へ犯人を其住居の地ニ警察所ニ護送し特別監視を執行せしむべし

第四十三條 特別監視に付せる者ハ第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第

二十九條第三十一條の例を適用と

第四十四條 特別監視ニ付せられたる者ハ其期限前左の條件ニ遵守すべし

一 毎週間一度所轄の警察所ニ至り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし但し疾病又は己むを得ざる事故ありて警察所に至ると能ざる時ハ其事由を届出づべし

二 酒宴遊興の席ニ會し又ハ群集の場所ニ參會することを許さず

三 事故ありて住居を轉移せんとする時ハ警察所に申請し許可を受くべし但し他の

府縣ニ轉移することを許さず

四 往復一日程を過ぐる地ニ旅行することを許さず

第四十五條 特別監視の期限間の警察官吏時宜に因り其家宅に臨検することあるべし

第四十六條 假出獄を許されたる者刑期満限の日に至れば假出獄証票を警察所へ還納警察所より証票を出したる典獄に遞送すべし

主刑満限後監視を付せしむる犯人なる時の警察所は於て第二章の例に従て處分すべし

第四十七條 假出獄を許すべき者住所なく及び引取人なき時の第三十二條の例に従て監獄中の別房に留置くべし

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判に付き呼出したる証人醫師鑑定人通辨人翻譯人に給與すべき日當旅費止宿料及び第五十一條第五十二條に記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日當旅費及び止宿料の金額左の如し

日當五十錢

旅費一里十錢

止宿料一宿二十五錢

住居三里以外の地に在る者の往復旅費を給し及び呼出の地に滞在中の日當並止宿料を給し其三里未滿に在る者の旅費止宿料を給せず

第五十條 証人の日當旅費及び止宿料は本人の請求あるよわらされし之を給與せず

第五十一條 証人日稼を以て生業とする者治罪法第九十條に従て償金を要求する時の旅費日當の外若干の償金を給することあるべし

第五十二條 解剖舎密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料の類は日當の外別之を給與すべし

第五十三條 裁判費用の宣告を受け未だ之を納めざる前よ於て犯人身死する時は其相續人より之を徴収す

第五章 賠償處分

○刑法附則俗解○刑事裁判費用○賠償處分

第五十四條 贓物犯人の手在る時は直ちニ被害者に還付せよ雖ども若し輾轉して他人の手在る時の被害者の請求ニ因リ還納せしむるものとす

第五十五條 贓物輾轉して他人の手在る時公商より買取したる物品は其公商若くは被害者より買取者より原價と償ひされば直ちに還納せしむることを得也
若公商より由らぎして買取したる物品は其還納を拒むと得也但し其買取者賣者より對し轉價を求むることを得

第五十六條 贓物と取及ハハ典物として受取したる者其贓物現在する時は還納を拒むと得也但し典物として受取りたる者の典主より對し轉價と求むることを得

第五十七條 贓物交換して現在する時は公商より由ると否とを區別し第五十五條の例より從て處分すべし

第五十八條 贓物已ニ費用したる時又は識別すべからざる時又は其所在の知れざる時は損害の賠償を請求せんとす

第五十九條 人の名譽若しくは殺傷ニ關したる損害其他犯罪の爲め規ふ生じたる損害は其賠償を請求せんとす得但し失火は此限ハあらず

第六十條 贓物の還納損害の賠償ハ其犯罪を審判する刑事裁判所ニ請求せんとす得若し其審判已ニ終りたる後は民事裁判所よりあらざれば之を請求せんとす得ず

第六十一條 刑事裁判所に於て贓物の還納損害の賠償を請求する者の通常の文書又ハ言語を以て之を爲すとす得其民事裁判所に請求せんとす者は民事訴訟の程式より從ふべし

第六十二條 贓物の還納損害の賠償ハ本犯死する時の其相続人より對し之を要求せんとす得

第六十三條 贓物の還納損害の賠償の宣告を受けたる者還納賠償せざる時は被害者より更に民事裁判所へ身代限の處分を請求せんとす得

増補
○明治十五年八月第四十二號布告(刑法附則參照)

明治十五年(十一月)第六十七號布告刑法附則第二十二條及四十二條左の通改正し第

○刑法附則俗解○賠償處分

百十一

二十四條を削除す

第二十二條 監視に附すべきものは豫め其住所を定めしめ主刑の終りたる時典獄より最近の警察所へ護送し其警察署より住居の地の警察署へ送致し監視を執行せしむ但し主刑の期満免除を得たるもの又は主刑を免し止た監視を付するものは其裁判所の檢察官より護送す可し

第四十二條 假出獄を許す可きもの豫め其住所を定めしめ出獄の日典獄より其證票の謄本を添へ第二十二條の例に依り犯人を護送し特別監視を執行せしむへし
右奉 勅旨布告候事

治罪法俗解

治罪法參考諸布告俗解

此書之內容，係將治罪法中，關於刑罰之規定，加以通俗之解釋，使一般國民，能於最短時間內，了解法律之真意，而不至於受法律之制裁。其內容之豐富，且極其詳盡，誠為法律界之寶典，亦為一般國民之良伴。其內容之豐富，且極其詳盡，誠為法律界之寶典，亦為一般國民之良伴。

治罪法俗解

第一編 總則

第一條 公訴は犯罪を證明し刑と適用することを目的とする者にして法律に定たる區別を以て檢察官之を行なふ

第二條 私訴は犯罪に因り生じたる損害の賠償贓物の返還を目的とする者にして法律に從ひ被害者に屬す

第三條 公訴に被害者の告訴を待て起る者も非を又告訴私訴の棄權を因て消滅する者もあらざ但し法律に於て特に定めたる場合は此限を在る

第四條 私訴は其金額の多寡を拘らざる公訴に附帶して刑事裁判所よ之を爲とを得但し法律に於て其裁判所よ私訴を爲すとを許さざる場合は此限りもあらず

又私訴は別々民事裁判所よ之を爲すとを得

第五條 公訴私訴の裁判の管轄裁判所に於て現に施行する法律に定めたる訴訟手續に從ひ之を爲とべし

○治罪法俗解○總則

第六條 刑事裁判所又は刑事裁判所と民事裁判所とよ於て公訴私訴並び起る時ハ公訴の裁判に先つて私訴の裁判を爲すべからず若し賠償返還の言渡しありたる後刑の言渡ありたる時を共ニ其效ありるべし

第七條 民事裁判所に私訴を爲したる時は檢察官の起訴あるニ非ざれば願下を爲し更ニ刑事裁判所ニ其訴を爲すことを得ず
刑事裁判所ニ私訴を爲したる時を被告人の承諾を得て願下を爲し更に民事裁判所ニ其訴を爲すことを得

第八條 被告人免訴又は無罪の言渡を受けたりと雖ども民法に從がひ被害者より賠償返還を要むるの妨礙を爲すことなかるべし

第九條 公訴を爲すの權ハ左の條件に因て消滅せ

- 一 被告人の死去
- 二 告訴を待て受理すべき事件ニ付ては被害者の棄權又は私和
- 三 確定裁判

四 犯罪の後頒布したる法律ニ因り其刑を廢止

五大赦

六期滿免除

第十條 私訴を爲すの權ハ左の條件ニ因て消滅せ

- 一 被害者の棄權又は私和
- 二 確定裁判
- 三 期滿免除

第十一條 公訴期滿免除の期限左の如し

- 一 違警罪ハ六月
- 二 輕罪ハ三年
- 三 重罪ハ十年

第十二條 私訴期滿免除の期限ハ被害者無能力ある時又ハ民事裁判所ニ其訴を爲したる時と雖も公訴期滿免除の期限と同一ありとせ

公訴よ付き己よ刑の言渡ありたる時ハ民法よ定めたる期滿免除の例よ從ふ

第十三條 公訴私訴期滿免除の期限ハ犯罪の日より起算と但し繼續犯罪よ付てハ其最終の日より起算と

第十四條 期滿免除ハ刑事裁判所よ於て檢察官若くハ民事原告人より起訴の手續を爲し又豫審若くは公判の手續ありたるよ依り其期限の經過を中斷せ其未だ發覺せざる正犯從犯及び民事擔當人に付ても亦同ト

期滿免除の期限の經過を中斷したる時は起訴豫審又は公判の手續を止たる日より更よ其期限を起算と但し前後の日數を通算して第十一條よ定めたる期限の二倍を超過す可からず

第十五條 起訴豫審又は公判の手續其規則よ背死たるよ因り無効よ屬する時は期滿免除の期限の經過を中斷するの效亦かる可ト但裁判官の管轄違あるに因り其手續の無効に屬する時ハ此限よ在らず

第十六條 被告人免訴又は無罪の言渡を受けたる場合よ於て其訴訟の原由告訴人告

發人又と民事原告人の惡意若くは重き過失よ出てたる時は是等の者よ對し損害の償を要むるを得

被告人刑の言渡を受けたりと雖も告訴人告發人又は民事原告人より惡意若くは重き過失に因り其犯罪に付き過實の申立を爲したる時亦同ト

民事原告人豫審又ハ公判の言渡に對し上訴を爲し敗訴したる時ハ被告人其上訴に因り生きたる損害の償を要むるを得

要償の訴ハ本案の裁判言渡あるまで何時よても其裁判所よ之を爲すを得

第十七條 被告人無罪の言渡を受けたりと雖も裁判官檢察官書記又は司法警察官よ對し要償の訴を爲すを得但是等の官吏被告人よ對し故意を以て損害を加へ又ハ刑法よ定めたる罪を犯したる場合ハ此限に在らず

第十八條 此法律よ於て期限を計算するよ時を以てする者ハ即時より起算し日を以てする者は初日を算入せず若し最終の日休暇よ當る時ハ期限よ算入す可からず但期滿免除の期限ハ此限よ在らず

一日と稱するの二十四時を以てし一月と稱するは三十日を以てし一年と稱するの曆は従ふ

第十九條 此法律に定めたる期限より陸路八里毎一日の猶豫を加ふ八里は満ざる者と雖も三里以上なる時亦同し

島地又は外國との路程の猶豫は別は法律を以て之を定む

第二十條 此法律に於て訴訟を爲すと付き定めたる期限を経過したる時の特別の場合を除くの外其權を失ふ可し

第二十一條 訴訟關係人は裁判所々在の地に住せざる時其地は假住所を定め書記局は届置可し否らざる時の書類の送達せしと雖も異議を申立るとを得ず

第二十二條 此法律に於て訴訟關係人は書類を送達せざるは付き別に規則あらざる時の書記其送達書を作り書記局所属の使丁をして之を送達せしむ

若し書類の送達を受く可き者裁判所の管轄地外に在る時は其地の裁判所の書記に送達の事を囑託を可し

第二十三條 送達書の二通を作り其一通を本人に渡す可し本人は渡すことを得ざる時は其住所に於て同居の親屬又は雇人に渡す可し

同居の親屬又は雇人に書類を渡すことを得ず若くは是等の者之を受取ることを肯せざる時は其地の戸長は渡置き戸長は其書類を認印し速に本人に送達せざるの處分を爲す可し

第二十四條 送達人は書類を受取りたる者の氏名場所及び日時を其二通に記載を可し本條の規則に背きたる時は書類送達の効ある可し

第二十五條 送達人の其一通を書記局に還納し書記局に於ては送達の証として之を保存を可し

第二十六條 休假の日及び日出前日没後は書類の送達を爲す可からず此規則に背きたる時は送達の効なる可し但本人承諾して其送達を受けたる時の此限に在らざる時は送達の効なる可し

第二十七條 官吏の作る可き書類の其所屬官署の印を用ひ年月日及び場所を記載

して署名捺印し毎葉に契印す可し若し官署の印を用ふると能はざる場合は於て其事由を記載す可し此規則は背きたる時は其書類の効力ある可し
官吏に非ざる者の作る可き書類より本人自ら署名捺印を可し若し署名捺印するに能はざる時は官吏の面前に於て作りたる場合を除くの外立會人代署し其事由を記載す可し

第二十六條 官吏其他何人も限らず訴訟に關する書類の正本又は謄本を作るに付き文字を改竄し可からず若し挿入削除及び欄外の記入ある時之は認印す可し文字を削除する時は之を讀得べき爲め字體を存し其數を記載す可し此規則は背きたる時は其變更増減の効力ある可し

第二十七條 此法律に於て定めたる豫審又は公判に付ての規則は頒布以前に係る犯罪にも亦之を適用す

頒布以前に爲したる訴訟手續當時の法律は背かざる時は其効ありとす

第二十八條 此法律の將來頒布す可き別段の法律は於て豫審又は公判の手續を定め

たる犯罪にも亦之を適用す但其法律に抵触する規則は此限に在らず
従前頒布したる別段の法律は於て豫審又は公判の手續を定めたる犯罪に付ては前項の例に在らず

第二十九條 此法律の陸海軍に關する法律を以て處分す可き者に適用することを得す

第三十條 此法律は於て親屬と稱するは刑法第百十四條第百十五條の例に従ふ

第二編 刑事裁判所の構成及び權限

第一章 通則

第三十一條 通常刑事の裁判權は民事の裁判權と同一の裁判所に屬す

第三十二條 裁判所の位置及び管轄の區劃は司法卿の奏請に因り上裁を以て之を定む

ひ

第三十三條 裁判所には檢察官一名又は數名を置く

第三十四條 刑事に付き檢察官の職務左の如し

一 犯罪を捜査す

二 犯罪よ付き取調の處分及び法律の適用を裁判官よ請求す
 三 裁判所の命令及び言渡の執行を指揮す
 四 裁判所よ於て公益を保護す

第三十五條 檢察官一名ハ公廷よ立會ふへし

第三十六條 裁判所よハ書記一名又は數名を置く

第三十七條 書記ハ豫審及び公判に立會ひ調書公判始末書其他詐訟よ關する一切の書類を作る可し

第三十八條 犯罪の種類よ因り裁判管轄を定むると左の如し

- 一 違警罪は違警罪裁判所
 - 二 輕罪は輕罪裁判所
 - 三 重罪は重罪裁判所
- 重罪及び輕罪又ハ輕罪及ヒ違警罪よ付き同時に同一の被告人よ對し訴ありたる時は附帶の犯罪に非せと雖も上等の裁判所併せて之を管轄す

第二十九條 左の場合に於ては附帶の犯罪ありとす

- 一 同一の場所よ於て同時に一人又は數人よて數罪を犯したる時
- 二 數人通謀して日時又は場所を異よし數罪を犯したる時
- 三 自己又ハ他人の犯罪を容易にする爲め又は其罪を免かる、爲め他の罪と犯したる時

第四十條 同等の裁判所に於ては犯罪の地の裁判所を以て豫審及び公判の管轄なりとす

第四十一條 數箇の裁判所の管轄地内に於て同時又ハ繼續して一箇の罪を犯したる時は其中にて被告人逮捕の地の裁判所と以て其管轄ありとす
 數罪俱發の場合よ於ても亦同し

第四十二條 犯罪の地よ非ざる裁判所の管轄地内に於て被告人を逮捕したる時は最近の管轄裁判所よ送致を可し

令狀を以て被告人を逮捕したる時は其令狀を發したる裁判所へ送致す可し

第四十三條 數箇の裁判所の管轄ある場合於て被告人を逮捕するに能はざる時は法律上逮捕することを許さざる時は其中にて最初豫審又は公判に着手したる裁判所を以て其管轄なりとす

第四十四條 従犯の正犯を管轄する裁判所を以て其管轄ありとす

數箇の裁判所の管轄に属する正犯數名ある時は其中にて最初豫審又は公判に着手したる裁判所を以て其管轄なりとす

高等法院及び陸海軍裁判所の管轄に付き法律に於て特き定めたる場合は本條の例を以て其管轄なりとす

第四十五條 外國に在て犯したる罪に日本國の法律に依り處斷を可き者にして内地に於て被告人を逮捕したる時は逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす又外國より送致したる時は送致の地の裁判所を以て其管轄ありとす

關席裁判を爲す可き場合於て被告人最終住所の地の裁判所を以て其管轄あり

とを其住所分明らかる時は裁判管轄を定むるの訴を爲す可し

第四十六條 商船内の犯罪に付ての管轄及び訴訟手續は別に法律を以て之を定む

第四十七條 豫審を爲したる裁判官は其公判に干預す可からず前豫審又は公判を爲したる裁判官の哀訴及び關席裁判に對する故障を除くの外其上訴の裁判に干預す可からず此規則に背きたる時は其言渡り効を有する可し

第四十八條 裁判所の訴を受けたる事件に付き自ら其管轄なりや否を判決せるの權あり其判決に付て本案の事件終審する可き場合と雖も通常の規則に従ひ檢察官

其他訴訟關係人より上訴することを得

第二章 違警罪裁判所

第四十九條 治安裁判所は違警罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる違警罪を

裁判せ

第五十條 違警罪裁判所判事の職務は治安裁判所判事之を行ふ
判事差支る時は判事補其職務を行ふ

第五十一條 違警罪裁判所檢察官は職務の其裁判所々在の地の警部之を行ふ

第五十二條 違警罪裁判所檢察官は毎月未決既決の事件表を作り輕罪裁判所檢事より差出す可し

事件表より違警罪裁判所判事認印し且意見ある時は之と附記す可し

第五十三條 違警罪裁判所書記の職務は治安裁判所書記之を行ふ

第三章 輕罪裁判所

第五十四條 始審裁判所は輕罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる輕罪を裁判す

又重罪及び輕罪の豫密を行ふ

又其管轄地内の違警罪裁判所の始審の裁判は對する控訴を裁判す

第五十五條 輕罪裁判所判事の職務は裁判所長より始審裁判所判事一名又ハ數名より順次滿一年間之を命す

又滿一年間更ふ其職務を繼續せしむることを得

第五十六條 豫審判事の職務は司法卿より始審裁判所判事一名又ハ數名より滿一年間之を命す

又滿一年以上其職務を繼續せしむることを得

第五十七條 判事差支ある時ハ其他の判事又ハ判事補其職務を行ふ

判事補ハ豫審又ハ公判に立會ひ意見を述べしむることを得

第五十八條 輕罪裁判所檢察官の職務ハ始審裁判所檢事又ハ其指名しうる檢事補之を行ふ

第五十九條 輕罪裁判所書記の職務ハ始審裁判所書記之を行ふ

第六十條 東京警視本署長及以府縣長官ハ各其管轄地内に於て司法警察官として犯罪を捜査するに付き檢事と同一の權を有す但東京府長官ハ此限に在らず

左に記載したる官吏ハ檢事の補佐として其指揮を受け第三編に定めたる規則に従ひ司法警察官として罪を捜査と可し

一 警視警部

○治罪法俗解第二編○輕罪裁判所

十五

二 區長郡長

三 治安判事

四 警部の在らざる地の戸長

第六十一條 司法警察官檢察官又ハ裁判官ハ他の司法警察官檢察官又ハ裁判官より犯罪取調の爲め其管轄地内ニ於テ証憑其他事實參考ト爲る可キ事物を集取ト可キの囑託を受くる可トある可シ

第六十二條 檢事ハ二月毎ニ豫審及ヒ公判の未決既決の事件表を作り控訴裁判所檢事長ニ差出す可シ

又違警罪裁判所檢察官より差出したる事件表を同時に檢事長ニ差出し且意見ある時ハ之を附記可シ

事件表には裁判所長認印し且意見ある時は之を附記可シ

第四章 控訴裁判所

第六十三條 控訴裁判所ハ刑事局を置き輕罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁

判ト但其裁判は判事三名以上よて之を爲す可シ

第六十四條 刑事局判事の職務ハ裁判所長より其裁判所判事數名又順次滿一年間之ヲ命ズ

又滿一年間更ニ其職務を繼續せしむるを得

第六十五條 刑事局判事差支わる時は裁判所長より民事局判事をして其職務を行ハシム

裁判所長は何時マても裁判長と爲る可シ

第六十六條 刑事局檢察官の職務ハ其裁判所檢事長又ハ其指名したる檢事之を行ハシム

第六十七條 檢事長ハ其裁判所の管轄地内に於テ輕罪裁判所檢事ニ屬する司法警察及ヒ起訴の職務を行ハシム其所属の檢事をして之を行ハシむるを得

又起訴及ヒ其他の職務に付キ其管轄地内の檢察官ニ告達せるとある可シ

第六十八條 檢事長ハ三月毎ニ豫審及ヒ公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差

出す可し

又輕罪裁判所檢事より差出したる事件表を同時司法卿に差出し且意見ある時これを附記を可し

事件表より裁判所長認印し且意見ある時これを附記す可し

第六十九條 刑事局書記の職務に其裁判所書記之を行ふ

第五章 重罪裁判所

第七十條 重罪裁判所は其管轄地内よ於て犯さたる重罪を裁判す

第七十一條 重罪裁判所の三月毎よ之を開く

若し事件夥多なる時は控訴裁判所長及び檢事長より司法卿に具申し其許可を得て臨時開庭を可し

第七十二條 重罪裁判所の控訴裁判所又ハ始審裁判所よ於て之を開く

第七十三條 重罪裁判所は左の職員を以て裁判を爲すべし

一 裁判長一名但控訴裁判所長より其裁判所判事申よて之を命す

二 陪席判事四名但控訴裁判所よ於て開く時其裁判所長よ其裁判所判事申よて之を命し始審裁判所よ於て開く時其裁判所長及び先任の判事を以て之よ充つ

第七十四條 重罪裁判所檢察官の職務は控訴裁判所檢事長又は其指名したる檢事之を行ふ

始審裁判所に於て開く時は檢事長より始審裁判所檢事をして其職務を行はしむるを得

第七十五條 重罪裁判所書記の職務に開庭を可し裁判所の書記之を行ふ

第七十六條 控訴裁判所檢事長の閉庭の後既決事件表を作り司法卿に差出を可し

事件表よ控訴裁判所長認印し且意見ある時は之を附記を可し

第六章 大審院

第七十七條 大審院は刑事局を置き左の條件を裁判す

一 上告

二 再審の訴

三裁判管轄を定むるの訴

四公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第七十八條 刑事局に於ては判事五名以上は非ざれば裁判を爲す可からず

第七十九條 刑事局判事の職務は司法卿の奏請に因り其院判事より之を命ず

判事差支ある時は民事局判事授任の順序に従ひ其職務を行ふ

第八十條 刑事局檢察官の職務は其院檢察官又は其指名たる檢事之を行ふ

第八十一條 刑事局書記の職務は其院書記之を行ふ

第八十二條 檢事長は三月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表を作り司法卿に差

出を可し

事件表より院長認印し且意見ある時之を附記す可し

第七章 高等法院

第八十三條 高等法院に於ては刑法第二編第一章第二章に記載したる重罪を裁判す

又皇族の犯したる重罪及び禁錮の刑に該る可き輕罪を裁判す

又勅任官の犯したる重罪を裁判す

前二項に記載たる者の正犯及び従犯は身分の如何を問はず其院に於て之を裁判す

を

第八十四條 高等法院は司法卿の奏請に因り上裁を以て之を開く其裁判す可き事件

及び開院を可き場所も亦上裁を以て之を定む

第八十五條 高等法院に左の職員を以て裁判を爲す可し

一裁判長一名陪席裁判官六名但元老院議官大審院判事より毎年豫め上裁を以て

之を命ず

二豫備裁判官二名但前項の式に従ひ之を命ず

第八十六條 豫審判事の職務は上裁を以て大審院刑事局判事一名又は數名に之を命

ず

第八十七條 高等法院檢察官の職務は大審院檢事長又は司法卿より指名したる檢事

之を行ふ

第八十八條 高等法院書記の職務に大審院書記之を行ふ

第八十九條 高等法院の裁判に對しては上訴を許さず但左の條件に於ては其院に上訴せざるを得
一 闕席裁判ありたる場合に於て故障
二 第四百三十六條と同一の場合に於て哀訴
三 第四百三十九條と同一の場合に於て再審の訴

第九十條 被告事件夥多なる時又は再審の訴を裁判す可き時は新に職員を命ずるとある可し

第九十一條 高等法院の訴訟手續の通常の規則に従ふ

第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

第一章 捜査

第九十二條 檢察官の後に記載したる告訴告發現行犯其他の理由に因り犯罪あることを認知し又を犯罪ありと思料したる時は其証憑及び犯人を捜査し第七條以下の

規則に従ひ起訴の手續を爲す可し

第一節 告訴及び告發

第九十三條 何人に限らず重罪輕罪に因り損害を受けたる者は犯罪の地若くは被告人所在の地の豫審判事檢察官又司法警察官に告訴することを得

豫審判事告訴を受けたる時は第七條以下の規則に従ひ其處分を爲す可し

檢察官告訴を受けたる時は第七條以下の規則に従ひ其處分を爲す可し
司法警察官告訴を受けたる時は速に其書類を檢察官に送致す可し

違警罪に付ては犯罪の地の違警罪裁判所檢察官又司法警察官に告訴することを得
其告訴を受けたる司法警察官の之を違警罪裁判所檢察官に移す可し

第九十四條 告訴人の成る可く其証憑及び事實參考と爲る可きことを申立つ可し

又告訴人の第九十條以下の規則に従ひ民事原告人と爲ることを得

第九十五條 告訴の告訴人の署名捺印したる書面を以て之を爲す可し

又告訴は口述を以て之を爲すことを得其告訴を受けたる官吏は調書を作り告訴人は

之を讀聞のせ共署名捺印す可し若し告訴人署名捺印せんと能はざる時其旨を附記す可し

告訴人より告訴を受けたるの証書を渡す可し

第九十六條 官吏其職務を行ふに因り重罪輕罪あることを認知し又ハ重罪輕罪なりと思料する時其速ニ其職務を行ふ地の檢事ニ告發す可し

告發の官吏の署名捺印したる書面を以て之を爲し成る可く証憑及ハ事實參考と爲る可き事物を添ふ可し

違警罪に付てハ違警罪裁判所檢察官ニ告發す可し

第九十七條 何人ニ限らず重罪輕罪あることを認知し又ハ重罪輕罪ありと思料したる時ハ第九十四條第九十五條の規則ニ從ヒ其所在地若クハ犯罪の地の豫審判事檢事又は司法警察官ニ告發せんとを得

告發を受けたる官吏ハ第九十三條の規則ニ從ヒ其處分を爲す可し

第九十八條 告訴告發は代人ニ委任して之を爲すとを得但第九十六條の場合ハ此限

ニ在らず

無能力者の告訴は法律ニ定めたる代人之を爲すも其效ありとす

第九十九條 告訴告發ハ其願下を爲す又ハ其申立を變更するを得此場合と雖モ第十六條の規則ニ從ヒ被告人より要償の訴を受くるとある可し

第二節 現行犯罪

第一百條 現行犯罪とは現行行ハ又は現行行ハ終りたる際ニ發覺したる罪を謂ふ

第一百一條 重罪輕罪ニ付テ左の場合ハ現行犯に准じ
一 犯人として一人又ハ數人ニ追呼せらるる時

二 兇器賊物其他犯人と思料し可き物件を携帯したる時

三家宅内ニ於て犯したる罪を檢証する爲め又ハ其犯人と思料す可き者を逮捕する爲め戸主より官吏ニ其處分を求めたる時

第一百二條 司法警察官及ハ巡查其職務を行ふニ當リ重罪輕罪の現行犯あることを知りたる時ハ令狀又ハ命令を待たずして被告人を逮捕す可し

違警罪の現行犯あることを知りたる時の被告人の氏名住所を問ひ之を違警罪裁判所
檢察官に告發を可し其氏名住所分明ならし又ハ逃亡の恐ある者の違警罪裁判所
引致せんとを得

第三百三條 巡査被告人を逮捕したる時の速み之を司法警察官に引致す可し
其被告人を受取りたる司法警察官に逮捕及ハ告發を付ての請書を作る可し

第三百四條 司法警察官被告人を逮捕し又ハ之を受取りたる時の假し被告人の訊問及
ハ檢証處分を爲す可し

第三百五條 何人ハ限らず重罪輕罪の現行犯ある場合に於てハ直ちハ被告人と逮捕す
るを得

第三百六條 前條の場合に於て被告人を逮捕したる者の之を司法警察官に引致す可し
若し引致するを得ざる時は自己の氏名職業住所及ハ其逮捕の事由を陳述し假し
之を巡査に引渡すを得
被告人を巡査に引渡したる時の速し又ハ告發を爲す可し

被告人又は巡査は逮捕を爲したる者に對し共ハ官署に至ることを求むるを得但逮捕
を爲したる者の正當の事由あるに非されハ其求を拒むを得ず

第二章 起訴

第一節 檢察官の起訴

第三百七條 檢事犯罪の捜査を終りたる時の左の手續を爲す可し

- 一 重罪と思料したる事件に付てハ豫審判事ハ豫審を求む可し
- 二 輕罪と思料したる事件に付てハ其重罪難易に從ヒ豫審を求め又ハ直ちハ輕罪裁
判所に其訴を爲す可し
- 三 違警罪と思料したる事件に付てハ証據書類ハ意見書を添へ之と違警罪裁判所檢
察官に送致す可し
- 四 被告人の身分犯罪の種類又は場所に因リ其管轄ハ屬せざる者と思料したる事件
に付てハ之を管轄裁判所檢察官に送致す可し

被告人事件罪と爲らんと又ハ訴訟受理す可からざる者と思料したる時は起訴の手續を

爲す可からま

第百八條 前條の場合に於て被告事件告訴に係る時は檢事より其處分を被害者へ通知す可し

第百九條 檢事豫審を求むる時は證據及び事實參考と爲る可き事物を送致し且臨檢す可き場所逮捕す可き人名及び原被告の証人と爲る可き者を指示す可し

第二節 民事原告人の起訴

第百十條 重罪輕罪の被害者公訴に附帶して私訴を爲さんとする時は告訴と共に之を申立て又は告訴を爲したる後其旨を豫審判事へ申立つ可し

豫審判事直ち又被害者より民事原告人と爲る可きの申立を受けたる時は檢察官の起訴なしと雖も公訴私訴を併せて受理したる者とす

豫審判事は何きの場合に於ても直ち又被害者より民事原告人と爲ると可きの申立を受けたる時の其旨を檢事に通知す可し

第百十一條 被害者の公訴の本案に付き始審終審の裁判言渡あるまで何時までも私

訴を爲し若くは其要むる所を變更するを得

又私訴の願下を爲したる後更し其申立と爲し若くは其要むる所を變更するを得

得

被害者無能力ある時の法律に定めたる代理人之を爲す可し

第三章 豫審

第百十三條 現行の重罪輕罪と除くの外豫審判事の前章に定めたる規則に従ひ檢事又ハ民事原告人の請求あるは非されハ豫審に取掛るを得す

此規則に背きたる時の其請求より以前に係る手續の効なかる可し

第百十四條 豫審判事の重罪輕罪に付き直ちに告訴又は告發を受けたる時の召喚狀を以て被告人を呼出し之を訊問するとを得若し引續き取調を爲す可き者と思料し

る時の其事件を檢事へ送致す可し

第百十五條 豫審判事の告訴告發の事件急速を要する時の直ちに被告人に對し勾引

狀を發し又を訊問したる後勾留狀を發するを得此場合に於ては速に其旨を檢事に通知し且証憑及び事實參考と爲る可き事物を送致す可し

若し其通知を爲したるより一日内又檢事起訴を爲さざる時は速に被告人を放免す可し但後日起訴を爲すの妨礙と爲るとなかる可し

第一百十六條 被告人所在の地の豫審判事直ちに告訴發を受け又は檢事より其送致を受け被告事件急速を要する時は通常の規則に従ひ被告人の訊問又の檢証處分を爲したる後証憑及び事實參考と爲る可き事物を犯罪の地の豫審判事へ送致す可し若し禁錮以上の刑に該する可き者と意料したる時は勾留狀を以て被告人を送致するを得

第一百十七條 檢事の豫審中何時までも豫審判事は請求して訴訟書類を檢閱するを得但二十四時内之を還付す可し又必要ありとする處分に付き臨時其請求を爲すを得

第一節 令狀

第一百十八條 豫審判事は檢事又の民事原告人の起訴より重罪輕罪の事件を受理したる時は被告人に對し先づ召喚狀を發す可し但召喚狀の送達と被告人出廷との間少くとも二十四時の猶豫ある可し

召喚狀を因り出廷したる被告人は即時に之を訊問す可し又遅くとも出廷の日を過ぐるを得

第一百十九條 豫審判事は召喚狀を受く可き被告人其管轄地内に住せざる時の訊問す可き條件 明示して被告人所在の地の豫審判事は其處分を囑託することを得

第一百二十條 豫審判事は召喚狀を受けたる被告人其日時より出廷せざる時の勾引狀を發するを得

第一百二十一條 豫審判事は左の場合に於て直ち勾引狀を發することを得

一 被告人定りたる住所あらざる時

二 被告人罪証の湮滅し又は逃亡するの恐ある時

三 被告人未遂罪又は脅迫罪を犯し仍は其目的を遂げんとするの恐ある時

○治罪法俗解第二編○豫審

第二百二十二條 勾引狀執行の命を受けたる者の其令狀を發したる豫審判事に被告人を引致す可し

勾引狀を以て引致したる被告人の四十八時内之を訊問す可し若し其時間を経過する時ハ勾留狀を發するに非されハ當然之を釋放せ可し

第二百二十三條 勾引狀を發したる前被告人既ハ豫審判事の管轄地外ニ在る時ハ被告人より其所在の地の豫審判事の取調を求むることを得其求を受けたる豫審判事の假ニ被告人を勾留し速ニ勾引狀を發したる豫審判事ニ其旨を通知す可し

第二百二十四條 前條の場合に於て勾引狀を發したる豫審判事ハ被告人を勾留したる豫審判事に訊問の條件を明示して其處分を囑託し又ハ前ニ發したる勾引狀を以て被告人と送致す可きと請求す可し

其囑託を受けたる豫審判事は被告人を訊問したる後其旨を勾引狀を發したる豫審判事ニ通知し其意見を聽き被告人を放免し又ハ前ニ發したる勾引狀を以て管轄豫審判事ニ送致す可きの言渡を爲す可し

第二百二十五條 豫審判事ハ召喚狀又は勾引狀を受けたる被告人疾病其他正當の事由ありて令狀に應ずる能はざることを証明したる時は被告人の所在ニ就て之を訊問することを待若し被告人其管轄地外ニ在る時は其所在の地の豫審判事ニ訊問の事を囑託す可し

第二百二十六條 勾留狀ハ被告人逃亡し又ハ第二百二十三條の場合を除くの外被告人を訊問したる後禁錮以上の刑に該る可き者と思量するに非れば之を發することを得す

第二百二十七條 豫審判事ハ勾留狀を執行したるより十日と過ぐる時ハ之を收監狀ニ換へ若くハ第二百二十九條の規則ニ從ひ被告人を責付す可し

第二百二十八條 收監狀ニ既ニ取掛りたる豫審の手續を檢事ニ通知し且其意見を聽きたる後に非されハ之を發することを得す

第二百二十九條 收監狀ハ左の條件を記載す可し

- 一 被告事件の概略及び加重減輕の模様ある時其概畧
- 二 其罪を罰す可き法律の正條
- 三 檢察官の意見を聴きたること

第三百二十條 総て令狀又は被告事件及び被告人の氏名職業住所と記載を可し但召喚狀を除くの外其氏名分明あらざる時容貌體格等を明示す可し

又令狀よりの之を發するの年月日時を記載し豫審判事及び書記署名捺印すへし
勾引狀勾留狀收監狀は巡查をして之を執行せしむ

第三百二十一條 召喚狀は第二十三條の規則に從ひ書記局所屬の使丁をして被告人又は其住所よりの之を送達せしむ

第三百二十二條 勾引狀勾留狀收監狀は日本全國に於て之を執行す但時宜に因り正本數通を作り巡查數人よ分付せるとある可し

前項の令狀を執行するよは被告人に正本を示し其謄本を下付と可し此場合よ於ての第二十三條第二項第四項の規則に從ふ

第三百二十三條 令狀執行の命を受けたる巡查ハ被告人其家宅若くは他人の家宅よ潜匿したりと思料しよる時は其他の戸長又其差支ある時は隣佑二名以上の立會を求め之を搜索す可し

巡查ハ被告人を發見したると否とよ拘はらせ搜索調書を作り立會人と共小署名捺印す可し

家宅搜索は日出前日没後之を爲すを得ず

第三百二十四條 豫審判事は被告人他の管轄地外よ潜匿したるとを知り又は潜匿したりと思料したる場合よ於て被告事件急速を要する時は巡查よ令狀を帶行せしむるを得

巡查ハ被告人所在の地の豫審判事檢事又は司法警察官に令狀を示して即時よ執行を求む可し

第三百二十五條 豫審判事を被告人所在の地を覺知せると能はざる時各控訴裁判所檢事長よ被告人の入相書を送致し捜査及び逮捕を爲す可きことを請求するを得

請求を受けたる検事長は其管轄地内の検事をして捜査及び逮捕の處分を爲さしむ可し

第三百三十六條 陸海軍在營の軍人軍屬は對し令狀を發したる時の所屬長官は令狀を示す可し長官は己むとを得ざる差支あるは非ざるは本人をして速に令狀を應せしむ可し其行軍の際又同じ

第三百三十七條 勾留狀又は收監狀を受けたる被告人の速に其令狀に記載したる監倉に引致す可し若し其監倉に引致すると能はざる時は假し最近の監倉に引致するとを得

何れの場合に於ても監倉長は令狀を檢閲して被告人を受取り其証書を渡す可し

第三百三十八條 令狀執行の命を受けたる巡査は之を執行したると又執行すると能はざる時の其事由を令狀の正本に記載す可し

第三百三十九條 勾留狀又は收監狀を受く可き被告人既し監倉若しくは獄舎に在る時は

書記より之を本人に送達し其旨を正本及び附本に記載す可し

第四百十條 密室監禁の場合を除くの外被告人は監獄則ち從ひ官吏の立會より其親屬故舊又は代言人は接見するを得

第四百十一條 豫審判事の檢閱を経たる後非されは被告人と外人と之を書翰書籍其他の書類は豫審判事の檢閱を経たる後非されは被告人と外人と之を授受とることを許さず但豫審判事は其書類を留置くを得

第四百十二條 豫審判事の被告事件禁錮以上の刑に該る可き者非しと思料したる時の豫審中何時も勾留狀又は收監狀を取消す可し但收監狀を取消す時の豫め檢察官の意見を聽く可し

第四百十三條 監倉及び刑法治罪法を備置き被告人の請求に從ひ之を貸與す可し

第四百十三條 豫審判事の豫審中事實發見の爲め必要ありと思料したる時の檢事の請求に因り又職權を以て勾留狀若しくは收監狀を受けたる被告人を密室に監禁するの言渡を爲すとを得

第四百四十四條 密室監禁の言渡を受けたる被告人は一名毎之を別室に置き豫審判事の允許を得るに非され他人と接見し又は書類貨幣其他の物品を授受することを許さず

食物飲料薬餌其他監倉より給と可き物品と雖も監倉長の特指名したる者をして之を給與せしむ

第四百四十五條 密室監禁は十日を超過す可からず但十日毎其言渡を更改せざるを得

言渡を更改せざる時は其事由を裁判所長に報告す可し

豫審判事は十日間少くとも二度被告人を訊問し通常の規則に従調書を作る可し

第三節 証據

第四百四十六條 法律に於ては被告事件の模様は因り有罪なるの推測を定むるとなし被告人乃白狀官吏の檢証調書証據物件証人の陳述鑑定人の申立其他諸般の徴憑の裁判官の判定に任す

第四百四十七條 豫審判事は檢察官民事原告人被告人の請求に因り又は職權を以て事實發見の爲め必要なりとする証據徴憑を集取す可し

第四百四十八條 豫審判事除檢家宅搜索物件差押又は被告人証人の訊問を爲すには書記の立會を必要とし書記は調書を作し豫審判事と共に署名捺印す可し

裁判所外に於て急遽の際書記の立會を得ると能はざる時は立會人二名あるを要す但監倉に就て被告人を訊問する時其監倉の官吏一名をして立會はしむ可し

前項の場合に於ては豫審判事自ら調書を作り之を讀聞かせ立會人と共に署名捺印す可し

書記又ハ立會人をなくして爲したる處分の其効なかる可し

第四節 被告人の訊問及対質

第四百四十九條 豫審判事は先づ被告人を訊問す可し但檢証を爲し又ハ証人を訊問するに付急遽を要する時は此限に在らず

第四百五十條 豫審判事の被告人をして其罪を白狀せしむる爲め恐嚇又は詐言を用ふ

可からと

第一百五十一條 書記の訊問及び陳述を録取し被告人よ之を讀聞かす可し

豫審判事は被告人よ其陳述の相違なきや否を問ひ署名捺印せしむ可し若し署名捺印せしむ能はざる時は其旨を附記と可し

書記は本條の式を履行したると記載し豫審判事と共に署名捺印す可し

第一百五十二條 被告人其陳述よ付ら變更増減す可きことを申立たる時は更訊問を爲し前條の規則に從ひ其訊問及び陳述を録取し之を讀聞かせ署名捺印と可し

第一百五十三條 被告人は陳述書の謄本を求むるを得

第一百五十四條 豫審判事は被告人の共犯あると人違なきと其他事實を發見と可き一切の模様を証する爲め必要ありとせる時は被告人と他の被告人証人又は其他の者と對質せしむるを得

第一百五十五條 書記は對質人の陳述及び對質よ因り生る一切の事件の録取し對質人よ其對質に關する部分を讀聞かす可し

第一百五十一條 第一百五十二條の規則は對質に付ても亦之を適用と

第一百五十六條 被告人又は對質人雙方なる時の書面を以て問ひ啞ある時は書面を以て答へしむ若し聾者啞者通字を知らざる時は通事を命す可し

被告人又は對質人言語に通せざる時亦同し

第一百五十七條 通事は正實よ通譯す可きの宣誓を爲す可し書記の通事よ調書を讀聞かせ之よ署名捺印せしむ可し

第五節 檢証及び物件差押

第九十二條 第九十三條 第二百條の規則は本條も亦之を適用と

第一百五十八條 豫審判事は事實發見の爲め必要ありとする時の重罪輕罪の犯所を臨み檢証を爲す可し

又檢事の請求ありたる時は如何ある場合と雖も臨檢と可し

第一百五十九條 豫審判事は犯罪の性質方法日時場所及び被告人の人違なきことを証明す可き模様よ付ら調書を作る可し

又被告人の利益と爲る可き摸樣をも記載すべし

第六十條

豫審判事は臨檢の場所に於て發見しうる物件其出所及び模様を因り被

告人の人違なきを又ハ犯罪の模様を知るに足る可しと思料したる時は之を差押へ

て認印を爲し目録を作る可し但其物件を監護し又ハ遞送するは書記之を擔任し可

し

第六十一條

豫審判事は檢臨家宅搜索物件差押し付き其日に處分を終らざる時ハ

場所の周圍を閉鎖し又ハ看守者を置くことを得

第六十二條

豫審判事は被告人の住所又は事實を証明し可き物件を藏匿するの疑

ある者の住所に臨檢することを得

被告人又ハ物件を藏匿する者其住所に在らざる時は同居の親屬若し其在らざる時

は戸長の立會あるを要す

第六十三條

被告人は臨檢家宅搜索の處分に立會ひ又ハ代人をして立會はしむる

若し被告人勾留を受けたる時は自ら立會ふことを得但豫審判事本人の立會を必要

とを得

ありとせざる時ハ此限を在らす

民事原告人及ハ其代人の前ハ記載せたる處分ハ立會ふことを得但豫審判事ハ其立會

の爲め豫審を遅延す可からず

第六十四條 家宅搜索の場合に於て豫審判事は第六十條の規則に従物件を差押

ふ可し

物件を差押へたる時ハ其目録の謄本を立會人ハ渡す可し

第六十五條 豫審判事は被告人物件差押の處分に立會ひたると否とを問はず其物

件を被告人ハ示し辯解を爲さしむ可し

其訊問及ハ陳述は之を調書に記載す可し

第六十六條 豫審判事は臨檢の場所に於て証人の陳述を聴くことを必要ありとする

時は書記の立會に依り各別之を訊問を可し

第七十條以下の規則は本條にも亦之を適用す

第六十七條 豫審判事の前數條に記載したる處分中何人に限らず允許を得ずして其場所に入出入することを禁するを得

若し其禁を犯す者ある時は之を逐斥し又ハ處分を終るまで之を留置することを得

第六十八條 豫審判事は其管轄地内と雖も時宜に因テ臨檢家宅捜査の事と其地の治安判事に囑託するを得

第六十九條 豫審判事ノ事實發見の爲め必要なりとする時ハ驛遞電信鐵道の官署諸會社又其事由を通知し被告人又ハ豫審ハ關係ある者より發シ若クハ是等の者ノ對し發したる書類電報又は物件を受取開披するを得但受取証書を渡す可し前項の書類物件不用に属したる時は其官署又ハ會社ニ還付す可し

第六節 証人訊問

第七十條 豫審判事の檢事民事原告人又ハ被告人より証人として指名したる者を呼出可し

原告証人被告証人の員數夥多なる時ハ指名の順序ニ從ヒ又ハ最も事實を知る可トと思想したる者輕罪事件に付テハ各五名重罪事件に付テハ各十名を限り先づ之を呼出可し但事實發見の爲め必要なりとする時は此限ニ在ラズ

又原被の指名せざる者と雖も豫審判事の職權を以テ証人として之を呼出すを得

第七十一條 証人は豫審判事の名を以て之を呼出す可し但其呼出狀は第二十三條の規則に從ヒ之を送達す可し

若シ証人管轄地外に在る時は其所在の地の輕罪裁判所書記ニ送達の事を囑託す可し

第七十二條 豫審判事の証人裁判所々在の地ニ住せざる時ハ其住所の地の治安判事ニ訊問の事を囑託するを得

若シ證人管轄地外に在る時ハ其所在の地の豫審判事又ハ治安判事に訊問の事を囑託するを得

之を送達す可し

第七十三條 呼出狀には証人の氏名住所及び職業を記載す可し

又出頭の日時場所及び呼出に應ぜざる者の罰金を言渡し且勾引するとある可き旨を記載す可し

呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四時の猶豫ある可し

第七十四條 証人疾病公務其他正當の事故により呼出に應ぜざる能はざるときを証明

したる時は豫審判事其所在に就て之を訊問す可し

第七十五條 証人と爲る可き者陸海軍在營の軍人軍属なる時は其所屬長官を經由

して呼出狀を送達を其長官は即時に出廷せしむ可きことを認可し又ハ職務上已むとを得ざる差支ある時の其事由を付して出廷の延期を豫審判事請求す可し

第七十六條 豫審判事の前二條に定めたる差支の場合を除くの外証人呼出に應ぜ

ざる時は検事の意見を聴き二圓以上十圓以下の罰金を言渡し可し但其言渡しに對してハ故障及び控訴を許さず

豫審判事は其証人に對し罰金の言渡書と共に再度の呼出狀を送達し又は直ちに勾引狀を發することを得但其費用は証人をして之を擔當せしむ

若し証人再度の呼出に應ぜざる時は二倍の罰金を言渡し且勾引狀を發するとある可し

第七十七條 豫審判事は証人初度又ハ再度の呼出狀を受けざるとき其呼出狀第七

十三條の規則に背きたるとき又ハ豫知し難き正當の事故ありて出廷する能はざるときを証明したる時は檢事の意見を聴き其罰金の言渡し取消す可し

第七十八條 証人呼出狀に因り出廷したる時の其呼出狀を書記に差出す可し若し

之を遺失したる時は其人違ふと證明す可し

第七十九條 豫審判事の証人として呼出したる者は對し其氏名年齢職業住所及び

第八十一條に記載したる者ありや否を問ふ可し

第八十條 豫審判事は証人をして愛憎畏懼の心なく正實に陳述を爲す可きことを宣誓せしむ可し

豫審判事の証人は宣誓書を讀聞かせ之に署名捺印せしむ若し署名捺印すると能はざる時は其旨を附記す可し
宣誓書を訴訟書類に添置く可し

第八十一條 左に記載したる者は証人と爲ることを許さず但事實参考の爲め其陳述を聴くを得
一 民事原告人

二 民事原告人及び被告人の親屬

三 民事原告人及び被告人の後見人又は是等の者の後見を受くる者

四 民事原告人及び被告人の雇人

第八十二條 左に記載したる者亦前條に同じ

一 十六歳未満の幼者

二 知覺精神の不充分なる者

三 瘖啞者

四 公權を剝奪せられ又は公權を停止せられたる者

五 重罪事件に付き重罪裁判所へ移すの言渡を受け又は重禁錮の刑に該る可き輕罪事件に付き公判に付せられたる者

六 現に陳述を爲せ可き事件に付き曾て訴を受け其證據充分ならざるに因り免訴の言渡を受けたる者

第八十三條 証人宣誓を肯せしむる又は宣誓して陳述を肯せざる時は豫審判事檢事の意見聴き刑法第八十條に從ひ罰金を言渡す可し但其言渡に對しては故障及び

控訴を許さず

醫師藥商穩婆又は代言人辯護人代書人公証人若しくは神官僧侶其身分職業に關する秘密の事件に付き委託を受けたる者は前項の例に在らず

第八十四條 証人は他の証人及び被告人と各別に之を訊問す可し但事實發見の爲め必要ありとする時は証人と他の証人又は被告人と對質せしむることを得

第八十五條 豫審判事の証人の陳述を確實ならしむる爲め必要ありとする時は重

罪輕罪の犯所又ハ其他の場所に同行するを得

若シ証人同行することを肯せざる時は第七十六條の規則ニ從ヒ罰金を言渡を可シ

第八十六條 第五十六條第五十七條の規則は証人ニ付ても亦之を適用す

第八十七條 皇族又ハ勅任官証人なる時ニ豫審判事書記と共に其所在ニ就テ陳述

を聽く可シ

第八十八條 書記は証人の陳述ニ付テ各別ニ調書を作る可シ

其調書ハ証人宣誓を爲したると又ハ爲さざるの事由を記載を可シ

第八十九條 豫審判事の証人ニ其陳述の相違ニ死や否を知らしむる爲メ書記をし

て調書を讀聞かせしむ可シ

証人は其陳述を變更増減せんとを誨求するを得書記ハ其請求ありたると及ヒ變更

増減の條件を調書ニ記載シ豫審判事及ヒ証人と共ニ署名捺印を可シ若シ証人署名

捺印せると能はざる時は其旨を附記を可シ

第九十條 証人を即時ニ出廷ニ付テの旅費日當を要むるを得

若シ日稼を以て生業とする者なる時ハ旅費日當の外日稼高ニ等シク賃金を要むるを得

本條の場合に於テは豫審判事其金額を定め之と言渡を可シ

第七節 鑑定

第九十一條 豫審判事の犯罪の性質方法及ヒ結果を分明ならしむる爲メ鑑定人を

必要なりとする時ニ學術職業ニ因リ鑑定するを得可シ者一名又は數名をして鑑

定を爲さしむ可シ

第九十二條 鑑定人は書記局より呼出狀を以て之を呼出す可シ其呼出狀ニハ犯罪

事件ニ付テ鑑定を命ぜると及ヒ呼出ニ應せざる時ハ罰金を言渡を可きことを記載す

可シ

鑑定人呼出ニ應せざる時は第七十六條の規則ニ從ヒ處分を可シ但勾引狀を發す

るを得と

第七十七條の規則は本條にも亦之を適用す

第九十二條 鑑定人の正實に鑑定を可きの場合の宣誓を爲す可し其宣誓は第八十條の式に從ふ

書記の鑑定人の宣誓したると鑑定命令書の紙尾に記載し之を宣誓書を添置可し
第九十四條 鑑定人宣誓を肯せ或は宣誓して鑑定を肯せざる時は豫審判事檢事の意見を聽き刑法第七十九條に從ひ罰金と言渡す可し但其言渡す對しての故障及び控訴を許さず

第九十五條 第八十一條第八十二條に記載したる者には鑑定を命ずるを得
但急遽の際正當の鑑定人と成る可き者なき時は事實參考の爲め鑑定を命ずると得

第九十六條 豫審判事の成る可く鑑定を立會ふ可し

第九十七條 豫審判事は鑑定人の請求に因り又ハ職權を以て鑑定人を増加し又ハ別人をして鑑定せしむるを得

第九十八條 鑑定人の鑑定書を作し其手續結果及び鑑定を爲したる時間と詳記す

可し

若し結果を得ざる時其推測する所を記載を可し

鑑定人意見を異よる時は各自鑑定書を作り又ハ各自の意見を一箇の鑑定書に記載す可し

第九十九條 鑑定人の鑑定書に年月日と記載し署名捺印及び割印を可し

又鑑定書には豫審判事之を受けりたる年月日を記載し書記と共に檢印す可し
鑑定書の鑑定命令書に添置く可し

外國人鑑定を爲したる時其鑑定書を裁判所より命じたる通事の作りたる譯本を添置く可し

第二百條 鑑定人及び通事ハ旅費給料其他相當の費用を給與す可し

第八節 現行犯の豫審

第二百一條 豫審判事の檢事より先ハ現行の重罪輕罪あることを知りたる場合於て其事件急速を要する時檢事の請求を待たず直ち其旨を通知し豫審に取掛る可し

を得
豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀を發シ其他此章に定めたる規則に従ヒ豫審の處分を爲すことを得

第二百二條 前條の場合ニ於テハ檢事の起訴なしト雖モ豫審判事檢証調書を作るを以テ公訴を受理したる者トす其調書ニハ現行の重罪又は輕罪なることを記載を可シ豫審判事は速ニ書類を檢事に送致と可シ但檢事より其豫審手續を繼續す可き者ト非ざるの意見ありト雖モ通常の規則ニ從ヒ之を終結す可シ

第二百三條 檢事は豫審判事より先ニ現行の重罪輕罪あることを知りたる時は豫審判事を待つとなく其旨ト通知して犯所に臨檢シ豫審判事ニ屬せる處分を爲すことを得但罰金の言渡を爲すことを得
証人及ヒ鑑定人の陳述は宣誓を用ふることを聽く可シ

第二百四條 前條の場合ニ於テ檢事ハ証憑書類に意見書を添へ速ニ之を豫審判事ニ送致す可シ

第二百五條 第二百三條ニ於テ檢事ニ許したる職務は司法警察官も亦假ニ之を行ふことを得但令狀を發せしむることを得
司法警察官ハ証憑書類ニ意見書を添へ被告人と共に速ニ之を檢事ニ送致す可シ

第二百六條 檢事被告人を受取りたる時は二十四時内ニ之を訊問し調書を作り勾留狀と發すると否とを問はず一切の書類ニ請求書を添へ豫審判事ニ送致と可シ
若し起訴を爲す可からざる者と認めたる時ハ直ちニ被告人を放免を可シ

第二百七條 豫審判事は二十四時内ニ被告人を訊問と可シ此場合ニ於テハ檢事の發したる勾留狀を解き又ハ之を存することを得

第二百八條 豫審判事檢事又ハ司法警察官の爲したる手續に付キ更に其取調と爲すことを得但檢事又ハ司法警察官の作りたる調書は之と訴訟書類に添置可シ

第二百九條 檢事ハ犯罪の現行犯ニ係る場合ニ於テ勾留狀を發したると否とを拘ハらず被告人を訊問したる後豫審を求むる及ハすと思料したる時は直ちニ輕罪裁判所に呼出すことを得

第九節 保釋

第二百十條 豫審判事の豫審中勾留状又は收監状を受けたる被告人の請求より検事の意見を聞き何時にても呼出を應じ出廷す可きの証書を差出さしめ保釋を許すことと得

被告人無能力なる時の親屬又は代人より保釋を求むると得

第二百十一條 前條の証書の書記局に差出を可し

保釋中被告人を呼出す時は出廷より二十四時前より其報知を爲す可し

第二百十二條 保釋を許す又は金圖を以て被告人の出廷を保証せしむ可し但豫審判事其金額を定め保釋を許すの言渡書を記載す可し

第二百十三條 保証を爲す又は被告人又は其他の者より保証金若くは貯金預所又は銀行の預証書と書記局に差出を可し

又裁判所の管轄地内に住し且充分なる資力ある者より金額を充つ可き保証書を差出と事を得

第二百十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出廷せざる時は保証金の全部又は幾分を没入を可し

第二百十五條 保証金と没入する又は檢事の意見を聴き豫審判事其言渡を爲す可し若し他人の保証に係る時は民事の規則に従ひ之を徴収を可し

第二百十六條 豫審判事保証金を没入したる時の保釋の言渡を取消す可し

又豫審中保釋の言渡を取消すを必要なりとする時は檢事の意見を聴き其言渡を取消を可し

第二百十七條 豫審判事保証金を没入したる後免訴の言渡違警罪裁判所に移すの言渡又は罰金と該る可き輕罪を付た輕罪裁判所に移すの言渡を爲したる時の檢事の意見を聴き前より没入したる金額を還付す可し

第二百十八條 豫審判事免訴の言渡違警罪裁判所に移すの言渡又は罰金と該る可き輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲し若くは保釋の言渡を取消したる時は保証金を還付を可し

第二百十九條 豫審判事は保釋の請求あると否とを問はず檢事の意見を聽き被告人を其親屬又は故舊に責付するを得

第十節 豫審終結

第二百二十條 豫審判事の被告事件其管轄に非ととし又その他に取調を要する事なしと思料したる時の豫審終結の處分は付檢事の意見を求むる爲め一切の訴訟書類を送致す可し

檢事は訴訟書類を意見を付し三日内に之を還付す可し

第二百二十一條 檢事は豫審處分ならずと思料したる時の其條件に付き更に取調を請求するを得若し豫審判事其請求を肯せざる時の檢事訴訟書類を意見と付し二十四時内に之を還付す可し

第二百二十二條 豫審判事の檢事の意見如何あるを問はず後記載したる言渡を以て豫審を終結と可し

第二百二十三條 豫審判事の被告事件其管轄に非とすることを認めたる時の其旨を言渡

と可し若し勾留を要する者と認めたる時は前より發したる令狀を存し又新し令狀を發し其事件を檢事に交付す可し

第二百二十四條 豫審判事の左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時の放免を言渡を爲す可し

- 一 犯罪の証憑充分ならざる時
- 二 被告事件罪と爲らざる時
- 三 公訴の期滿免除と爲りたる時
- 四 確定裁判を経たる時
- 五 大赦ありたる時

六 法律に於て其罪を全免する時
本條の場合に於て被害者の民事裁判所に非されに要償の訴を爲すを得ず

第二百二十五條 被告事件違警罪ありと思料したる時の違警罪裁判所に移その言渡を爲し且被告人勾留を受けたる時は釋放の言渡を爲す可し